

(案)

人と自然が共存するまちを目指して

登別市環境基本計画

第3期（2022-2031）

令和4年●月

登別市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画の位置づけ	2
1.3 市民・事業者・市の役割	2
1.4 長期的な目標	3
1.5 長期目標を達成するための5つの推進項目	3
1.6 計画期間	4
1.7 計画の体系とSDGs	4
第2章 第2期基本計画の振り返り	9
2.1 多様な自然環境を保全するための対策の推進	10
2.2 身近な自然とふれあいづくりの推進	13
2.3 快適な環境づくりの推進	16
2.4 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進	20
2.5 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進	25
2.6 地球環境保全対策の推進	33
2.7 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進	39
2.8 環境学習の推進	44
第3章 目標達成へ向けた環境施策の展開	46
3.1 地球環境にやさしいまちづくりの推進【地球温暖化分野】	47
3.2 持続可能な循環型社会の推進【廃棄物分野】	49
3.3 人と自然が共生するまちづくりの推進【自然環境分野】	51
3.4 安全・安心・快適なまちづくりの推進【生活環境分野】	54
3.5 環境教育・環境保全活動の推進【環境学習分野】	57
第4章 基本計画の推進体制	59
4.1 登別市環境保全市民会議	59
4.2 登別市環境保全政策推進会議	59
4.3 基本計画の進行管理と結果の反映	59
4.4 基本計画の見直し	59
参考資料	
登別市環境基本条例	60
環境関連法	66
用語解説	67

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

本市においては、平成12（2000）年に制定した「登別市環境基本条例」に基づき、平成14（2002）年に「登別市環境基本計画」、平成24（2012）年に「第2期登別市環境基本計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定し、各種の環境保全の取組を進めてきました。

しかし、計画策定後10年が経過し、環境に関する取組に一定の進展はみられたものの、この間、環境に関わる新たな法の施行など、私たちを取り巻く情勢は大きく変化しました。

世界では、平成27（2015）年に持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）^{※1}を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連総会で採択されたことや、同年には2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みとなる「パリ協定^{※2}」が気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択され、世界的に環境問題に関する転換点を迎えています。

SDGs

脱炭素

国内では、平成30年（2018）年に「第五次環境基本計画^{※3}」や「第四次循環型社会形成推進基本計画^{※4}」が閣議決定され、また、令和3（2021）年には、北海道においても北海道環境基本計画（第3次計画）が策定され、新たな環境施策の方向性が示されました。

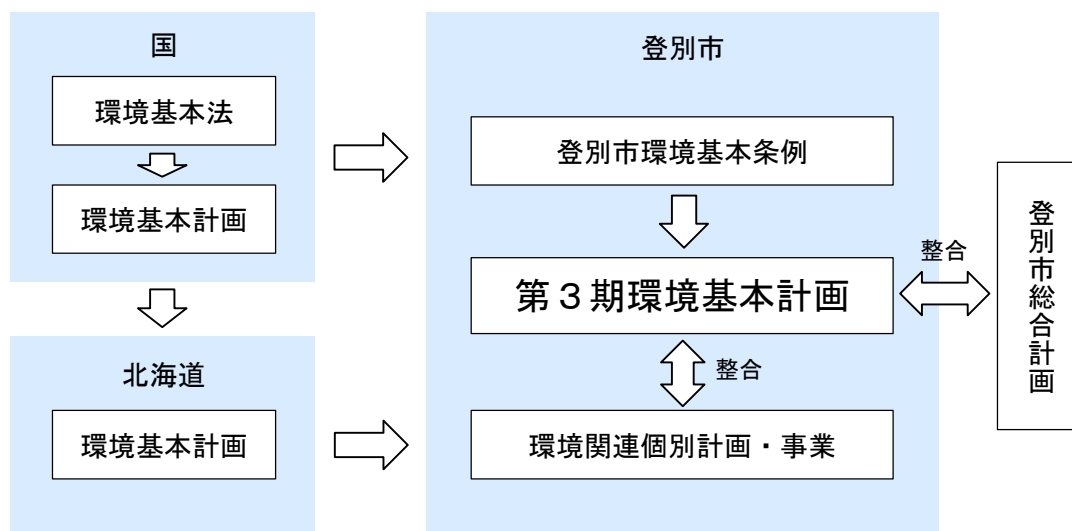
また、令和2（2020）年10月には、菅内閣総理大臣が所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする（2050年カーボンニュートラル^{※5}）」ことを目標に掲げました。

このような国内外の様々な情勢の変化や、廃棄物の減量化、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化への対応、良好な自然環境や生活環境の保全などの本市の課題に対して、行政・市民・事業者が協働した新たな取組の推進が必要となっていることに加え、令和3（2022）年度に第2期登別市環境基本計画の計画期間が終了することから、この度「第3期登別市環境基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

地球温暖化

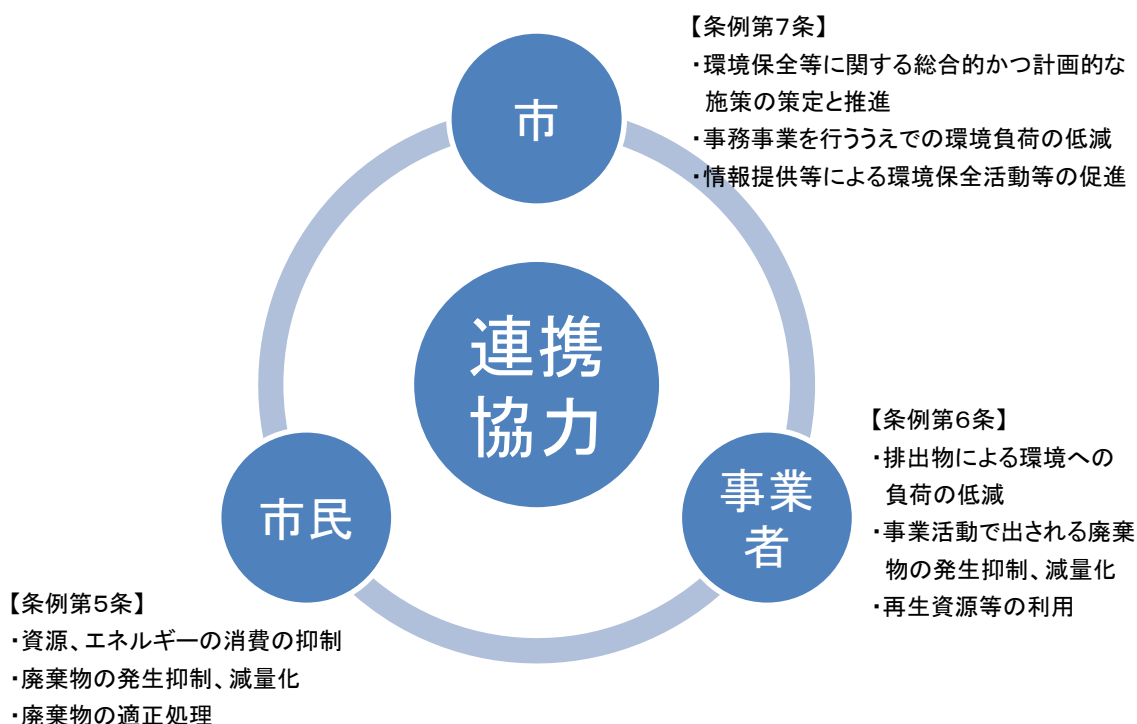
1.2 計画の位置づけ

環境基本計画は今後のまちづくりにおいて、人と自然が共生できる健全で豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会^{*6}の構築を目指す上で最も基本となる計画です。本計画によって、登別市総合計画^{*7}を環境の面から推進し、更に環境に関連する個別計画・事業等の基本的な方向性を示します。



1.3 市民・事業者・市の役割

環境保全等の取組については、登別市環境基本条例第5条から第7条の規定に基づき、「市民」「事業者」、そして「市」が連携・協力して取り組みます。



1.4 長期的な目標

環境基本計画の長期的な目標（以下、「長期目標」という。）は、登別市総合計画の基本構想と同様に、21世紀半ばでの達成を想定して設定しました。

- 人と自然とが共存する豊かな環境の実現
- 心の豊かさが感じられる生活空間の実現
- 環境への負荷の少ない循環型社会の実現
- 公害のない健康で安全な社会の実現

1.5 長期目標を達成するための5つの推進項目

市では第2期計画を平成24年に策定し、環境保全等の取組を推進してきました。この間、国内では第5次環境基本計画（2018年）や第四次循環型社会形成推進基本計画（2018年）の閣議決定、国際的には、パリ協定の採択（2015年）や持続可能な開発目標（SDGs）の採択など、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進することが必要となってきました。

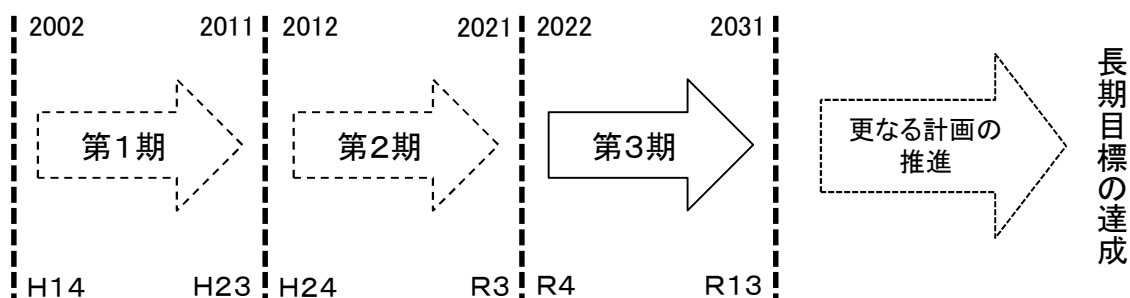
このような社会情勢や環境情勢の変化等を踏まえて、今後の施策の展開方向を示すため、本計画では、第2期計画で定めた推進項目の見直し及び再編を行い、新しい5つの推進項目を中期的な目標として設定しました。

表1-5-1 第3期環境基本計画の5つの推進項目

推進項目（中期的な目標）	対象分野
1. 地球環境にやさしいまちづくりの推進	地球温暖化
2. 持続可能な循環型社会の推進	廃棄物
3. 人と自然が共生するまちづくりの推進	自然環境
4. 安全・安心・快適なまちづくりの推進	生活環境
5. 環境教育・環境保全活動の推進	環境学習

1.6 計画期間

長期目標を達成するため、段階的に中期的な目標とその目標を達成するための具体的な施策を展開します。この中期的な目標の計画期間は10年間とし、第3期は令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までとします。ただし、本市を取り巻く社会状況等の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。



1.7 計画の体系とSDGs

SDGs（エスディージーズ）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために掲げた17の世界共通の目標（ゴール）と169の達成基準（ターゲット）から構成されており、令和12（2030）年までの達成を目指しています。

登別市では、「登別市総合計画」等に基づき、将来にわたって安全で安心に住み続けることができるよう、持続可能なまちづくりを推進しており、総合計画等に掲げる施策や事務事業の多くがSDGsの理念に沿ったものとなっています。

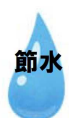
このため、本計画では、環境保全等に係る目標達成へ向けて、SDGsとの関連性を示すことで改めて理念を共有し、さらなる取組の推進につなげていきます。

表1-7-1に環境保全等に関連するゴールとターゲットの内容を整理するとともに、表1-7-2に本計画の体系とSDGsの関連性を示します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



リサイクルの推進



CO₂排出量の少ない
エネルギーの利用



表 1-7-1 環境保全等に関連するSDGsのゴールとターゲット（記載内容は環境省資料より）

環境保全等に関連するゴール		環境保全等に関連するターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<p>◇環境汚染による死亡と疾病の件数を減らす</p> <p>2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	<p>◇教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする</p> <p>2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<p>◇様々な手段により水質を改善する</p> <p>2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。</p> <p>◇水に関わる生態系を保護・回復する</p> <p>2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<p>◇再生可能エネルギーの割合を増やす</p> <p>2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<p>◇大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす</p> <p>2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p>

環境保全等に関連するゴール	環境保全等に関連するターゲット
<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>◇廃棄物の発生を減らす</p> <p>2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> <p>◇持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする</p> <p>2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>  <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>◇気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する</p> <p>気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p>  <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>◇海洋汚染を防止・削減する</p> <p>2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。</p> <p>◇海洋・沿岸の生態系を回復させる</p> <p>2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>◇陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する</p> <p>2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。</p> <p>◇生物多様性を含む山地生態系を保全する</p> <p>2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に進行。</p>

表 1-7-1 第 3 期登別市環境基本計画と

長期目標	推進項目
	1. 地球環境にやさしいまちづくりの推進
<p>人と自然とが共存する</p> <p>豊かな環境の実現</p>	2. 持続可能な循環型社会の推進
<p>心の豊かさが感じられる</p> <p>生活空間の実現</p>	3. 人と自然が共生するまちづくりの推進
<p>環境への負荷の少ない</p> <p>循環型社会の実現</p>	4. 安全・安心・快適なまちづくりの推進
<p>公害のない健康で安全な</p> <p>社会の実現</p>	5. 環境教育・環境保全活動の推進

基本目標	SDGsとの関係 (代表的なもの)
<p>【地球温暖化分野】</p> <p>1. 1 地球温暖化対策の推進 1. 2 省資源・省エネルギー対策の推進 1. 3 再生可能エネルギーの導入の推進</p>	   
<p>【廃棄物分野】</p> <p>2. 1 廃棄物の減量 2. 2 循環型社会の形成</p>	   
<p>【自然環境分野】</p> <p>3. 1 優れた自然の保全 3. 2 森林の保全 3. 3 多様な野生生物の生育・生息環境の保全 3. 4 自然とのふれあいの場の整備</p>	   
<p>【生活環境分野】</p> <p>4. 1 きれいで住み良いまちづくりの推進 4. 2 さわやかで静かな環境の確保(騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌汚染) 4. 3 水質環境の保全対策の推進(水質汚濁) 4. 4 温泉資源の保全</p>	   
<p>【環境学習分野】</p> <p>5. 1 次代を担う子ども達に対する環境教育の推進 5. 2 環境保全等に係る生涯学習の推進</p>	 

第2章 第2期基本計画の振り返り

第2期基本計画の体系

1. 多様な自然環境を保全するための対策の推進
 - (1) 優れた自然の保全
 - (2) 森林の保全
 - (3) 多様な野生生物の生育・生息環境の保全
 - (4) 希少な野生生物の保護と在来植生の回復
2. 身近な自然とふれあいづくりの推進
 - (1) 市街地やその周辺におけるみどりや親水域の確保
 - (2) 緑の回廊づくりの推進
 - (3) ネイチャーセンター等を利用した自然とのふれあいの機会の提供
3. 快適な環境づくりの推進
 - (1) 自然景観の形成と温泉資源の保全
 - (2) きれいで住み良いまちづくりの推進
 - (3) さわやかで静かな環境の確保（騒音・振動・悪臭防止対策の推進）
4. 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進
 - (1) 廃棄物の減量
 - (2) 循環型社会の形成
5. 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進
 - (1) 省資源・省エネルギー対策の推進
 - (2) 再生可能エネルギーの導入の推進
6. 地球環境保全対策の推進
 - (1) 地球温暖化対策の推進
 - (2) その他の環境問題に対策に対する取組
7. 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進
 - (1) 大気環境の保全対策の推進
 - (2) 水辺空間の保全
 - (3) 水源保全対策の推進
 - (4) その他の環境汚染対策の推進
8. 環境学習の推進
 - (1) 次代を担う子どもたちに対する環境学習の推進
 - (2) 生涯学習における環境教育の推進

2.1 多様な自然環境を保全するための対策の推進

(1) 優れた自然の保全

本市は、市域の約73%を森林が占めており、そのうち約67%が国有林、残りの33%が民有林です。山あいには胆振幌別川、鷲別川、登別川など多くの清流があり、その流域はさまざまな野生生物の宝庫となっています。このような自然形態のある本市は、国指定の支笏洞爺国立公園区域や天然記念物登別原生林をはじめとして、北海道指定の鳥獣保護区^{※8}や学術自然保護地区^{※9}、自然景観保護地区^{※10}などにより自然環境が保全されています。

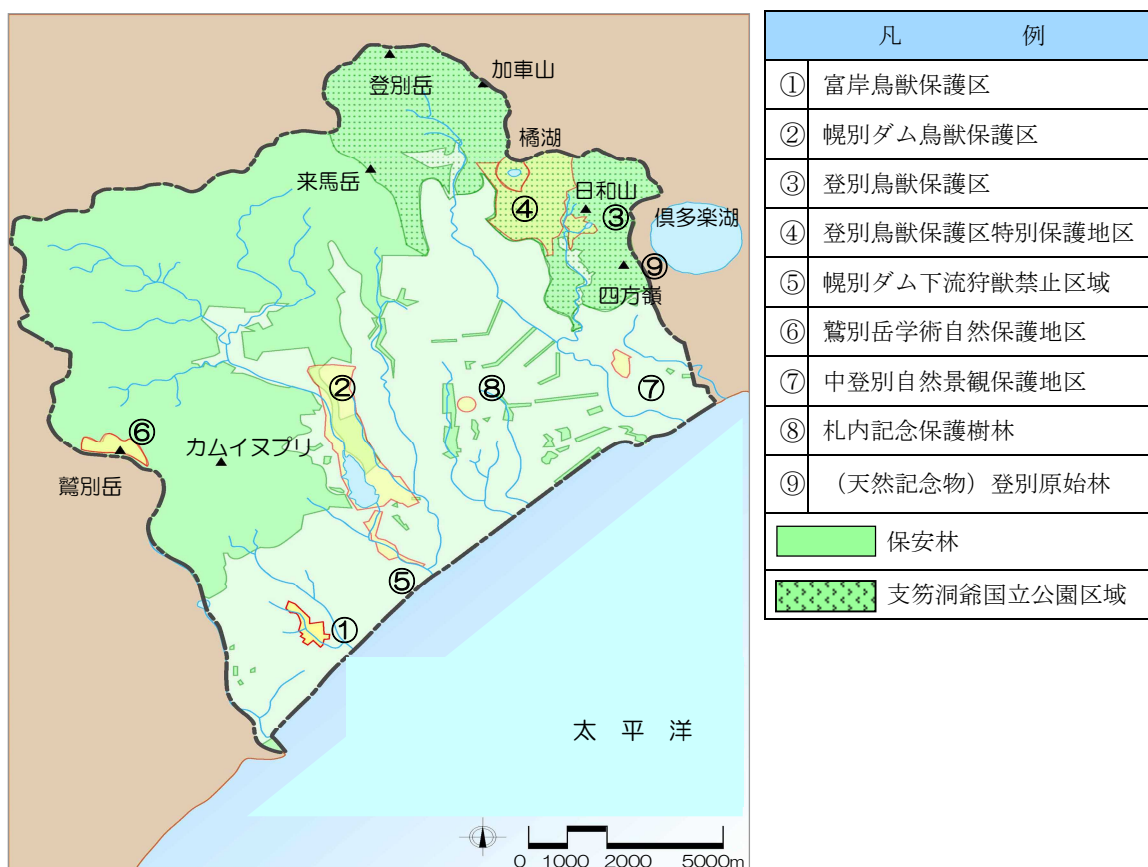


図2-1-1 保全区域などの指定 (資料: 登別市みどりの基本計画)

(2) 森林の保全

市では、森林を守り育てることを目的として、平成11(1999)年度から、民有林の所有者が行う造林事業のうち、国、道から補助を受けた植栽、下刈、間伐等事業を対象に事業費の一部を補助しており、森林の保全に重要な役割を果たしています。

表2-1-1に第2期計画期間における林業事業の実績を示します。

表 2-1-1 林業事業実績 (単位：ha)

年 度	植栽実績値	保育実績値 (下刈・間伐等)
平成 24(2012)	10.75	77.03
平成 25(2013)	4.29	88.86
平成 26(2014)	2.80	77.62
平成 27(2015)	2.82	89.09
平成 28(2016)	4.95	49.23
平成 29(2017)	0.00	43.03
平成 30(2018)	5.66	16.77
令和元(2019)	0.32	12.50

※資料：観光経済部

※上記植栽及び保育（下刈・間伐等）の実績は年度ごとに差異が生じていますが、登別市森林整備計画により定められている周期に応じ、計画的に実施しています。

(3) 多様な野生生物の生育・生息環境の保全

貴重な在来種が生息しているキウシト湿原においては、それらを保全するため、湿原の生態系を乱す恐れのある外来種の駆除に努めています。また、キウシト湿原について広く市民に親しんでいただくためのイベント（ホテル観賞会・ミズバショウ観察会等）を行っており、自然環境保護の啓発にも努めています。直近年度の事業実施状況を表 2-1-2 に示します。

表 2-1-2 キウシト湿原における事業の状況（令和元（2019）年度実施分）

事業内容	実施回数	参加者数
イベント（ホテル観賞会・ミズバショウ観察会 等）	10 回	596 人
小学校の総合学習	7 回	367 人

※資料：都市整備部

(4) 希少な野生生物の保護と在来植生の回復

本市内には多種多様な動植物が生息しており、その在来野生生物や貴重な野生生物の保護・保全のため、平成 16（2004）年度に「いきもの調査事業」を実施し、市内に生息しているといわれている動植物のデータを調査・整理しました。

これをもとに、平成 21（2009）年度から市内の貴重種 104 種を「登別のめずらしいいきもの」としてウェブサイトで紹介しているとともに、パネルを製作しリンクル

センター内市民ギャラリーに展示しています。

表2-1-3 市内に生息しているといわれている動植物の種数

区 分	哺乳類	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類	魚類	貝類 甲殻類	植物	合計
動植物の種数	22	147	3	3	52	31	8	897	1,163
うち貴重種	1	18	1	0	3	9	3	69	104

※資料：市民生活部

2.2 身近な自然とふれあいづくりの推進

(1) 市街地やその周辺におけるみどりや親水域の確保

平成15年3月に策定した「登別市みどりの基本計画^{※11}」に基づき、市では公園や施設の緑化・整備を計画的に進めるとともに、市民参加による緑化事業の推進や啓発活動に努めています。表2-2-1に公園・緑地の状況、表2-2-2に直近年度における緑化推進事業の状況を示します。

表2-2-1 都市計画区域内の公園・緑地の状況（令和元（2019）年度末現在）

種別・公園名		面積 [ha]	備考
都市公園等（44箇所）		約 60.0	市民1人あたり 12.7 m ²
街区公園（35箇所）		約 8.6	
近隣公園（3箇所）	新川公園	約 1.2	
	若草中央公園	約 0.9	
	富岸公園	約 1.0	
地区公園（1箇所）	岡志別の森運動公園	約 7.0	
総合公園（3箇所）	川上公園	約 9.4	
	登別ビーチパーク	約 7.5	
	亀田記念公園	約 19.5	
都市緑地（2箇所）	らいば公園	約 0.1	
	キウシト湿原	約 4.8	
公共施設緑地		約 130.3	
民間施設緑地		約 151.0	
計		約 341.3	市民1人あたり 72.3 m ²

※資料：都市整備部

表2-2-2 緑化推進事業の状況（令和元（2019）年度実施分）

事業名	事業内容	協力団体
市民緑化推進事業	希望町内会へ樹木、花苗を配布し緑化	55町内会
沿道美化事業	道道など幹線道路への植栽（春、夏各1回）	沿道の町内会など
試験育苗事業	花苗の試験的栽培	5町内会
みどりの講習会	家庭園芸等みどりに関する講習会	市民
グリーンデータバンク	家庭で育てられなくなった樹木の仲介・斡旋	市民
緑の募金への協力事業	緑化推進事業に活用するため、緑の募金を実施	4町内会等

※資料：市民生活部・都市整備部

(2) 緑の回廊づくりの推進

ア) 連続した河畔林づくりの推進

多様な環境を有する連続した河畔林づくりの推進を図るため、河畔林を利用した公園や緑地の適正管理に努めています。

イ) 街路樹や並木道づくりの推進

量的かつ質的に優れた街路樹や並木道づくりの推進を図るため、街路樹の適正管理に努めています。

(3) ネイチャーセンター等を利用した自然とのふれあいの機会の提供

本市は、鉾山地区を「人と自然のふれあい拠点の場」として位置づけ、平成14(2002)年4月に宿泊型の自然体験学習施設として、ネイチャーセンター「ふおれすと鉾山」を開設しました。ネイチャーセンターでは、利用者の自然に対する意識の高揚と知識を深めるために、次のとおり事業を展開しています。表2-2-3に第2期計画期間における実施状況を示します。

表2-2-3 ふおれすと鉾山での事業実施状況

事業	事業内容	参加者数 (H24～R元年度)
子ども向け自然体験事業	「森のようちえん」や「ながぐつレンジャー」などの定期的実施する子ども向け自然体験事業	延べ23,747人
季節に合わせた自然体験事業	「ふおれすと鉾山流里山づくりの日」や「たまにはアウトドアライフ」などの季節に合わせた自然体験事業	延べ10,203人
講習会及び講座等の事業	「環境保全フォーラム」や「KONG養成講座」などの自然に関する講習会や講座等	延べ2,167人
その他の事業	上記以外の事業	延べ1,265人

☆ 市民意識（アンケート調査結果）☆

令和元（2019）年度に市が行った「まちづくり意識調査（以下、「まちづくり意識調査」という。）」によると、「自然とのふれあいを体験する場や公園が適切に維持・管理されるなど、人と自然が共生する潤いと安らぎのある環境が創られているか」との問いに対し、「普通」～「満足」と回答した方の割合は85.7%と概ね満足している結果となっています。

Q 自然とのふれあいを体験する場や公園が適切に維持・管理されるなど、人と自然が共生する潤いと安らぎのある環境が創られているか

回 答	割 合
1. 満足	11.9%
2. やや満足	27.3%
3. 普通	46.5%
4. やや不満	9.7%
5. 不満	2.3%
無回答または無効回答	2.3%

2.3 快適な環境づくりの推進

(1) 自然景観の形成と温泉資源の保全

本市は、環境大臣から指定された支笏洞爺国立公園の中核に位置し、北海道有数の観光都市であり、自然に恵まれた豊かなカルルス温泉や登別温泉は、特に温泉天国北海道の中でも、湧き出る温泉は湯めぐりが楽しめるほど泉質が豊富であることから、温泉の魅力を提供すべく大小のホテル・旅館が営業しています。

この地球活動がもたらした恩恵を、次世代を担う子どもたちに引き継いでいくためにも、自然景観と温泉資源を損なうことのないよう取り組んでいます。

(2) きれいで住み良いまちづくりの推進

ア) 清掃・美化の推進

身の回りの環境を清潔で美しく保つことは、きれいで住み良いまちづくりの基本であることから、市民や各団体等との協働で清掃等活動を実施しています。

また、道路や公園、空き地の管理者は、これを清潔に保つために管理を徹底する必要がありますが、市民も道路や公園の里親になり、清掃や美化のボランティア活動を行うアダプトプログラムを実施しています。

表2-3-1に第2期計画期間における実施状況を示します。

表2-3-1 清掃等活動の状況

事業名	事業内容	実績 (H24～R元年度)
衛生団体連合会 共催の街頭啓発	不法投棄やポイ捨て、ペットのふんの放置防止 についての啓発活動	市内大型スーパー3店舗で 実施
春・秋のクリーン作戦	登別市連合町内会主催で、年2回実施する、町 内会による市内の清掃活動	不燃ごみ回収量(累計) 37,190kg
のぼりべつ・クリーン& フレッシュ事業	公共施設を養子、市民や事業者を里親と見立て て行う、公共施設の清掃美化	団体数：延べ351団体 参加者数：延べ5,328人

※資料：市民生活部・都市整備部

イ) 不法投棄の防止

本市では平成16年に「登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例」を制定し、関係機関との連携を密に浄化活動を進めるとともに啓蒙活動を行ってきました。その結果、ポイ捨てやペットのふんの放置は減少傾向にあります。

不法投棄は、条例制定後2～3年は減少し、ここ数年も減少傾向になっています。不法投棄の内容としては、家電リサイクル法に該当するテレビ、冷蔵庫のほか、タイヤなどのクリンクルセンターでは引き受けられないごみが目立ちます。

表2-3-2に第2期計画期間における不法投棄の状況を示します。

表 2-3-2 不法投棄の状況

年 度	不法投棄件数等					
	計	発見の経緯		処 理 方 法		
		通報	巡回	警察通報 (悪質事例)	原因者・ 土地所有者	市回収 (原因者不詳)
平成 24(2012)	43	23	20	1	1	42
平成 25(2013)	42	22	20	1	0	42
平成 26(2014)	52	32	20	0	0	52
平成 27(2015)	33	15	18	0	1	32
平成 28(2016)	26	16	10	2	1	25
平成 29(2017)	20	15	5	0	0	20
平成 30(2018)	20	10	10	3	3	17
令和元(2019)	16	11	5	3	2	14

※資料：市民生活部

ウ) 安心・安全な生活環境の保全

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の蔓延を未然に防ぎ、畜犬の登録及び狂犬病の予防注射実施状況の管理を行い、公共衛生の向上を図るとともに、市民の安心・安全な生活を確保するため、野犬の掃討、カラスの巣の除去などを行っています。

なお、蜂及び蜂の巣駆除については、平成 28（2016）年度から、土地及び建物などの所有者等が自らの責任で行うこととしています。

表 2-3-3 畜犬の登録、狂犬病の予防注射、野犬の掃討、蜂やカラスの巣の駆除等

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
畜犬登録数	2,575 頭	2,487 頭	2,450 頭	2,426 頭	2,410 頭	2,411 頭	2,332 頭	2,209 頭
狂犬病の予防 注射接種数	2,007 頭	1,866 頭	1,865 頭	1,794 頭	1,760 頭	1,737 頭	1,707 頭	1,602 頭
野犬捕獲数	27 頭	15 頭	21 頭	3 頭	9 頭	19 頭	5 頭	9 頭
小動物死骸 処理数	68 件	72 件	84 件	64 件	71 件	65 件	63 件	60 件
カラスの巣 除去数	52 件	50 件	38 件	38 件	46 件	39 件	34 件	27 件
蜂の巣 除去数	191 件	113 件	187 件	200 件	6 件	7 件	26 件	6 件

※資料：市民生活部

※蜂の巣は、平成 28 年度から「家屋・土地の所有者などに自らの責任で駆除を行っていただくこと」としています。

(3) さわやかで静かな環境の確保（騒音・振動・悪臭防止対策の推進）

ア) 自動車騒音に係る状況

地球温暖化問題の深刻化が騒がれる昨今、自動車の環境問題への関わりは、排ガスに含まれる温室効果ガスが注目されがちですが、生活環境という観点からでは、騒音もまた自動車が抱える大きな環境問題の1つです。

自動車騒音の常時監視は、平成24（2012）年度より、市が国からの法定受託事務として行っており、自動車騒音が生活環境に対し、どの程度影響を与えているのかなどを調査し、その結果を国へ報告しています。国はこの結果を踏まえて、環境基準の見直しや自動車騒音対策を強化するための基礎資料として活用しています。

第2期計画期間において、平成26年度以前は一部の路線で道路端の騒音レベルが環境基準値を超える箇所がありましたが、平成27年度以降は、環境基準値及び要請限度^{※12}を超過した路線はありません。

イ) 騒音や振動を発生させる施設

騒音や振動を発生させる特定工場等や特定建設作業に対しては、騒音規制法及び振動規制法、北海道公害防止条例並びに登別市公害防止条例に基づき、規制基準の遵守を義務付けています。

表2-3-4に第2期計画期間における騒音・振動に関する苦情件数の状況を示します。期間中の苦情件数に大きな増減はなく、今後も工場や事業場に対する適切な指導や啓発を行うことが重要です。

表2-3-4 騒音及び振動に関する苦情件数の状況

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
騒音（件数）	0	2	4	1	1	1	4	1
振動（件数）	0	0	1	0	0	0	0	0

※資料：市民生活部

ウ) 悪臭対策

悪臭は人の嗅覚によって感知され、さらには個々の心理状態や健康状態によっても不快感や嫌悪感の度合いが異なります。

また、有臭物質は数十万種以上あるといわれ、人の嗅覚が非常に敏感で微量な臭いも感知することから、悪臭としての特定が困難な場合があります。

本市では、悪臭防止法や登別市公害防止条例などに基づき、悪臭防止のため必要に応じて注意喚起や指導を行っております。

なお、悪臭の原因となり得る家畜ふん尿等の処理施設に関しては、北海道公害防止条例及び登別市公害防止条例により、届出が義務付けられています。

表2-3-5に第2期計画期間における悪臭に関する苦情件数の状況を示します。
苦情内容は、そのほとんどが野焼きや生活排水に関連したものとなっています。

表2-3-5 悪臭に関する苦情件数の状況

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
悪臭（件数）	3	0	5	4	5	5	12	6

※資料：市民生活部

☆ 市民意識（アンケート調査結果）☆

「まちづくり意識調査」では、「守りたい、後世に残していきたいと感じる景観やみどりには、どのようなものがありますか」との問いに対し、自然やみどりに関係した景観を選択した方が多い結果となっています。

Q 守りたい、後世に残していきたいと感じる景観やみどりには、どのようなものがありますか（複数回答可）

回 答	割 合
1. 登別地獄谷や大湯沼など、登別温泉周辺の自然景観	72.0%
2. 登別温泉へ向かう道路の桜並木など、道路ごとの特徴的な沿道景観	61.0%
3. 亀田記念公園やキウシト湿原などの公園緑地	55.7%
4. 温泉街や登別マリンパークニクス、登別伊達時代村などの観光地の景観	37.4%
5. まちなかから見えるカムイヌプリや来馬岳の山並み	25.2%
6. 札内台地や来馬地区の広大な牧草地	19.1%
7. 鷺別川や胆振幌別川、登別川などの河川	32.4%
8. 太平洋を一望できる鷺別岬や富浦の高台からの眺望	27.7%
9. 札内開拓記念樹のミズナラや郷土資料館の御衣黄などの樹木	22.9%
10. その他	3.6%
無回答または無効回答	3.2%

2.4 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進

(1) 廃棄物の減量

ア) ごみの排出量

本市は、ごみの発生・排出抑制、循環的な有効利用及び適正処理を推進することによって、天然資源の消費抑制及び環境負荷低減を目指す「循環型社会」の構築を推進するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責務のもと自主的かつ積極的な行動を推進することを基本方針に、平成27(2015)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする「登別市一般廃棄物処理基本計画^{*13}」を平成27(2015)年2月に改訂しました。その後、高速堆肥化処理施設の廃止や、白老町の全ての一般廃棄物のクリンクルセンターでの処理再開など、本市の廃棄物行政を取り巻く環境が変化してきたため、令和3(2021)年2月には、中間目標年次の見直しを行い、目標年次におけるごみ総排出量を15,941t/年、基準年度である平成25(2013)年度から約20%の減量を目指しています。

表2-4-1 ごみ排出量の推移 (単位:t/年)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家庭系ごみ	11,011	10,818	10,941	10,882	10,797	10,712	10,626	10,208
事業系ごみ	7,676	7,695	7,788	7,783	7,758	7,734	7,709	7,704
集団回収量等	1,414	1,401	1,409	1,401	1,391	1,379	1,369	1,200
ごみ総排出量	20,101	19,914	20,138	20,066	19,946	19,825	19,704	19,112

※資料：市民生活部

イ) し尿・下水汚泥の発生量

本市では、水洗トイレへの改造に関する融資あっせん制度や補助金制度などにより、下水道処理区域内の水洗化率の向上を図っており、し尿は年々減少しています。

表2-4-2 し尿及び下水汚泥の発生量

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し尿 [kl]	6,126	5,774	5,415	5,112	4,932	4,472	4,362	4,151
下水汚泥 [t]	2,970	2,923	2,911	3,083	2,966	3,068	3,040	2,938

※資料：市民生活部・都市整備部

ウ) 食品ロス削減に関する取り組み

近年、本来食べられるのに捨てられてしまう食品廃棄物「食品ロス」を削減することは、大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から注目されています。

本市では、リサイクルまつりにおける食品ロス削減に向けた啓発ブースの設置や食品ロス削減レシピの紹介、市広報紙や町内会回覧による啓発を実施しています。

(2) 循環型社会の形成

ア) リサイクル

ごみの発生抑制と再資源化を図るため、平成12年度から、資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）の分別を行い再商品化業者等に引き渡しています。表2-4-3に第2期計画期間におけるリサイクル処理量の状況を示します。

表2-4-3 リサイクル処理量の状況 (単位：トン)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
アルミ缶	169.63	173.79	180.98	190.96	207.86	195.22	194.00	191.36
スチール缶	232.53	208.71	212.14	139.48	142.62	134.72	127.89	114.92
雑びん(無色)	219.88	215.85	216.63	219.26	200.22	189.53	181.46	172.13
雑びん(茶色)	280.59	266.46	269.02	270.09	240.95	232.01	218.65	220.76
雑びん(その他)	120.12	107.65	120.81	111.63	110.80	90.87	100.07	90.63
ペットボトル	138.18	138.67	129.94	136.99	124.41	141.96	129.58	120.98
紙パック	0.93	0.00	0.66	0.00	0.00	0.48	0.00	0.00
金属類	350.13	331.88	326.68	307.43	297.27	278.21	289.13	246.02

※資料：市民生活部

イ) 再生展示品の販売

粗大ごみとして搬入された自転車や家具等の中で、修理することで再使用が可能なものについて、市で修理を行い自転車（令和元年度までは無料、令和2年度以降は有料）や家具等（有料）を希望者に対し提供しています。

また、令和2年度からは、株式会社ジモティーと「リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定」を締結し、同社が運営するウェブサイト「地元の掲示板”ジモティー”」での掲示を活用しています。

表2-4-4に第2期計画期間における再生展示品の提供実績を示します。

表 2-4-4 再生展示品の提供実績

(単位：台)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
家具類	40	25	49	46	33	36	21	21
自転車	43	19	36	68	83	82	63	64
合 計	83	44	85	114	116	118	84	85

※資料：市民生活部

ウ) 資源回収団体奨励金支給制度

町内会や子ども会などの各種団体等で、本市に登録し資源回収を実施する団体に対して、回収量に応じて奨励金を支給しています。回収品目は、古紙（新聞、雑誌、段ボール）、びん類（酒びん、一升びんなど）、金属類などがあります。

平成24年度以降、資源回収団体数に大きな変動はありませんが、回収量は減少傾向にあります。

表 2-4-5 資源回収団体奨励金の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
実施団体数	84	84	85	85	85	87	87	84
回収量 [t]	1,413	1,398	1,382	1,365	1,336	1,285	1,211	1,161
奨励金 [千円]	4,240	4,194	4,145	4,096	4,006	3,854	3,633	3,483

※資料：市民生活部

エ) 事業系生ごみの堆肥化

本市では平成12年度から循環型社会の推進を目的に、登別温泉のホテルや学校給食センター等の事業系生ごみを高速堆肥化処理施設で堆肥化し、公共施設での利用や市民等へ還元してきましたが、施設の老朽化に伴う維持管理費が増加してきたことや、生産した堆肥の販売数減少による費用対効果等が課題となり、令和2（2020）年3月末で製造を、令和3（2021）年3月末で販売を終了しました。

表 2-4-6 生ごみ堆肥化の実績

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
生ごみ搬入量	381t	444t	549t	541t	556t	570t	469t	442t
生ごみ処理量[A]	227t	310t	395t	457t	486t	530t	422t	354t
堆肥生産量[B]	30t	32t	39t	40t	31t	24t	32t	23t
堆肥生産率[B/A]	13.2%	10.3%	9.9%	8.8%	6.4%	4.5%	7.6%	6.5%

オ) 使用済小型家電の回収

平成25(2013)年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」に伴い、市では公共施設に回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収しています。

表2-4-7に第2期計画期間における使用済小型家電の回収実績を示します。

表2-4-7 使用済小型家電の回収実績 (単位: kg)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
ピックアップ回収	—	73,147	60,479	54,890	53,660	52,890	68,128	79,991
ボックス回収	—	2,690	2,835	2,190	1,810	1,940	2,580	1,910
イベント回収	—	112	102	70	70	70	0	0
パソコン回収	—	—	12,544	8,430	7,990	7,720	7,780	8,115
合 計	—	75,949	75,960	65,580	63,530	62,620	78,488	90,016

※資料: 市民生活部

※ピックアップ回収は、不燃ごみや自己搬入によりクリンクルセンターにごみとして搬入された使用済小型家電の回収量

カ) リサイクルまつり

循環型社会の構築を図るため、ごみ減量化やリサイクル意識向上に資するイベントとして、平成13(2001)年度から、リサイクルまつりを開催しています。

表2-4-8 リサイクルまつりの参加人数

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
参加人数 [人]	約2,000	約2,100	約2,000	約2,000	約3,000	約2,000	約1,000	約2,000

※資料: 市民生活部

☆ 市民意識（アンケート調査結果）☆

「まちづくり意識調査」によると、「資源のリサイクル、ごみの減量や分別などが普及し、環境にやさしいライフスタイルが広まっているか」との問いに対し、「普通」～「満足」と回答した方の割合は90.1%で、概ね満足している結果となっています。

また、ごみの減量化やリサイクルで取り組んでいる内容としては、「ペットボトルのふたとラベル、本体の分離による分別の徹底」や、「買い物時のマイバッグの持参」が8割を超える非常に高い実施率となっています。

Q 資源のリサイクル、ごみの減量や分別などが普及し、環境にやさしいライフスタイルが広まっているか

回 答	割 合
1. 満足	15.9%
2. やや満足	36.3%
3. 普通	37.9%
4. やや不満	6.7%
5. 不満	1.2%
無回答または無効回答	2.0%

Q ごみの減量化やリサイクルで、あなたが普段「行っている」または「心がけている」ことを選択してください（複数回答可）

回 答	割 合
1. ペットボトルのふたとラベルと本体を分別している	93.7%
2. 生ごみは水分を十分に切ってから排出している	66.0%
3. 生ごみはコンポスト容器を使って堆肥化している	16.2%
4. 買い物をする際には、「マイバッグ」を持参して使用している	85.6%
5. 町内会などで行っている「資源回収」を利用している	63.2%
6. トレイ容器や牛乳パックを「回収ボックス」に出している	50.4%
7. 「エコマーク」の付いた商品を購入している	6.5%
8. 使用済みの小型家電製品は、「回収ボックス」に出している	23.8%
9. 壊れてしまったものは、修理して再使用している	22.2%
10. 食べ残しがないよう必要な物を必要なだけ購入するなど、食品ロス削減を意識している	58.7%
無回答または無効回答	1.9%

2.5 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進

(1) 省資源・省エネルギー対策の推進

ア) 登別市環境配慮指針

本市では、登別市環境基本条例第11条第2項の規定に基づき、市の事務・事業を遂行するにあたって職員が取り組むべき環境への配慮事項について定めています。

平成17(2005)年度に策定された本指針では、平成16(2004)年度における各使用量等を基準として、個別に削減等に対する目標値を設定し、また、平成25(2013)年度以降の取り組みについては、「平成25年度以降の登別市の事務・事業における温暖化対策の方針」を定め、各年度の使用量等について、平成22(2010)年度を超えないよう努めてきました。

平成29(2017)年度からは、本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するための措置について新たに定めた「登別市温暖化対策実行計画(事務事業編)により、基準年度(平成28(2016)年度)から目標年度(令和3(2021)年度)までに温室効果ガス排出量を、基準年度比で約5%削減するという目標を掲げています。

表2-5-1 二酸化炭素排出量の算定に含まれる項目の使用量等

項目		区分	単位	基準値 平成28 (2016) 年度	目標値 令和3 (2021) 年度	実績値 令和元 (2019) 年度	温室効果 ガス種別
燃料	暖房等	灯油	リットル	501,200	476,636	425,239	CO ₂
		A重油	リットル	133,500	126,957	119,320	CO ₂
		液化石油ガス	kg	101,601	96,620	112,217	CO ₂
	車両用	ガソリン	リットル	75,732	72,020	65,163	CO ₂
		軽油	リットル	31,269	29,738	31,721	CO ₂
電気使用量			kwh	4,225,387	4,018,296	4,290,937	CO ₂
自動車走行量	ガソリン車	km	780,963	742,670	664,486	CH ₄ 、N ₂ O	
	ディーゼル車	Km	79,113	75,237	82,341	CH ₄ 、N ₂ O	
HFC封入カーエアコン			台	100	100	107	HFC

※資料：市民生活部

イ) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達方針

平成12(2000)年度に制定された、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第10条第1項の規定に基づき、毎年度環境物品等の調達方針において目標値を定めています。

表2-5-2に令和元(2019)年度の調達実績を示します。

表2-5-2 令和元(2019)年度環境配慮製品の調達実績

分野	品目	目標値	単位	総調達量	環境配慮製品調達量	実績値
1 紙 類	コピー用紙	100%	枚	10,422,080	10,422,040	100%
	フォーム用紙	100%	枚	272,520	167,429	61.4%
	印刷用紙(カラー用紙)	95%	枚	758,586	756,436	99.7%
	印刷用紙(カラー以外)	95%	枚	150,789	150,789	100%
	トイレットペーパー	100%	個	33,006	32,910	99.7%
2 文具類	フラットファイル	100%	冊	4,360	4,260	97.7%
	パイプ式ファイル	100%	冊	1,706	1,672	98%
	ノート	100%	冊	120	117	97.5%
	鉛筆	100%	本	2,446	1,446	59.1%
	シャープペンシル	100%	本	26	24	92.3%
	シャープペンシル替芯	100%	個	93	90	96.8%
	ボールペン	100%	本	1,229	1,188	96.7%
	マーキングペン	100%	本	2,201	2,166	98.4%
	スタンプ台	100%	個	34	32	94.1%
	朱肉	100%	個	101	91	90.1%
	消しゴム	100%	個	274	274	100%
	のり	100%	個	1,255	1,241	98.9%
	附箋	100%	個	5,799	5,771	99.5%
	インデックス	100%	個	2,020	1,979	98%
	タックラベル	100%	個	1,350	1,340	99.3%
	事務用修正具	100%	個	290	289	99.3%
	クラフトテープ	100%	個	635	628	98.9%
	定規	100%	個	29	28	96.6%
	トレー	100%	個	41	31	75.6%
OAクリーナー	100%	個	39	39	100%	
3 照 明	LED照明器具	90%	台	2,618	2,593	99%
	蛍光管(直管形, 40型)	90%	本	1,199	1,174	97.9%
4	自動車(特殊車両を除く)	100%	台	6	6	100%

※資料：市民生活部

ウ) 町内会等の防犯灯の設置状況

本市では、節電対策及びCO₂排出削減に伴う地球温暖化防止対策を推進するため、省エネルギー型防犯灯への移行を推奨しており、町内会・町会・自治会が管理している防犯灯が省エネルギー型防犯灯に切り替わるよう、設置工事費の一部を補助し普及促進に努めています。

水銀灯などこれまでの防犯灯に比べ、消費電力量が少なく耐用年数が長いことから、町内会等の協力により、年々、省エネルギー型防犯灯への切り替えが進んでいます。

令和2（2020）年3月31日現在で市内に設置されている防犯灯は4,391基あり、うち3,152基が省エネルギー型防犯灯（LED（Light Emitting Diode）電灯等）に移行されています。

表2-5-3 町内会防犯灯の設置基数の推移 (単位：基)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
省エネルギー型 防犯灯	257	579	935	1,390	1,852	2,387	2,842	3,152
省エネルギー型 灯以外 ^{※3}	4,097	3,789	3,442	2,965	2,501	1,970	1,526	1,239
合 計	4,354	4,368	4,377	4,355	4,353	4,357	4,368	4,391

※資料：市民生活部

※省エネルギー型防犯灯・・・LED型電灯、エバーライト型電灯

※省エネルギー型灯以外・・・ナトリウム灯、水銀灯、蛍光灯など

(2) 再生可能エネルギーの導入の推進

ア) 温泉熱の利用

本市は、登別温泉やカルルス温泉など、豊かな温泉資源を有しており、これらの温泉熱は本市が持つ特徴的な地域エネルギーです。

登別温泉のホテルなどでは、源泉や温泉排湯からヒートポンプや熱交換器を用いて熱を取り出し、給湯や暖房、融雪用の熱源として使用することにより、化石燃料の使用量削減とCO₂の排出削減に努めています。表2-5-4、2-5-5、2-5-6に令和元（2019）年度末現在の温泉熱の利用状況を示します。

表 2-5-4 温泉熱を利用したヒートポンプの導入状況

導入施設名	利用内容
登別グランドホテル 登別温泉町 154	源泉や温泉排湯から熱を取り出し、施設内の給湯や暖房に利用しているほか、夏期には敷地内の湧水から冷熱を取り出し、施設内の冷房に利用しています。
ホテルまほろば 登別温泉町 65	温泉排湯等から熱を取り出し、施設内の給湯や暖房に利用しており、また、排湯熱を融雪に利用しています。この設備は企業の省エネ化を支援する「ESCO（エスコ）事業 ^{*14} 」を利用して導入されました。
夢元さざり湯 登別温泉町 60	浴槽からあふれ出た排湯から熱を取り出し、施設内の給湯に利用しています。

※資料：観光経済部

表 2-5-5 温泉施設等での熱交換器の導入状況

導入施設名	
第一滝本館 登別温泉町 55	登別石水亭 登別温泉町 203
ホテルゆもと登別 登別温泉町 29	登別温泉郷 滝乃家 登別温泉町 162
玉乃湯 登別温泉町 31	ビーチパークトイレ 登別東町 1 丁目 22(登別マリンパーク駐車場)

※資料：観光経済部

表 2-5-6 温泉熱を利用した空気吹き出し式融雪システム

導入施設名	利用内容
株式会社アール・アンド・イー 登別温泉町 114-1	温泉排湯で暖まった空気を送風機で路面下に埋設したパイプに送り、路面に敷いた透水性無機舗装材「ドライウェイ」から吹き出して路面の雪を融かしています。この設備は、登別市、株式会社アール・アンド・イー、社団法人登別観光協会（現：一般社団法人登別国際観光コンベンション協会）で構成された登別エコ温泉化プロジェクト協議会が、平成 22(2010)年度に北海道の「一村一炭素落とし事業 ^{*15} 」の採択を受けて導入されました。

※資料：観光経済部

イ) 地中熱の利用

ヒートポンプを用いて地中の熱を取り出し、給湯や暖房に利用しているほか、施設排熱と併せて融雪用の熱源として使用することにより、化石燃料の使用量削減とCO₂の排出削減に努めています。

表 2-5-7 地中熱を利用したヒートポンプの導入状況

導入施設名	利用内容
鬼っ子トイレ（登別温泉 地獄谷展望台入口）	地中熱から熱を取り出し、給湯・暖房に利用しています

※資料：観光経済部

表 2-5-8 地中熱を利用した空気吹き出し式融雪システムの利用

導入施設名	利用内容
登別市総合福祉センター（登別市片倉町 6-9-1）	施設排熱及び地中熱により暖められた空気で路面の雪を融かしています。

※資料：観光経済部

ウ) 太陽光発電

平成 24（2012）年 7 月に始まった再生可能エネルギー固定価格買取制度^{※16}以降、本市内では、民間企業によるメガソーラーの設置が進んでいるほか、一部公共施設にも太陽光発電設備を設置し、化石燃料の使用量削減と CO₂ の排出削減に努めるとともに、停電時には発電した電力を施設内で利用できるよう整備しています。

表 2-5-9 には公共施設での太陽光発電設備の設置状況、表 2-5-10 には、市内の太陽光発電設備（メガソーラー）の設置例を示します。

表 2-5-9 太陽光発電設備（公共施設）の設置状況（令和元（2019）年度末現在）

設置施設	設置所在地	最大出力 [kW]	年間発電見込 [kWh]	稼働開始
登別市総合福祉センター	片倉町 6-9-1	30	31,917	平成 28(2016)年 2 月
鷺別小学校（学習用）	鷺別町 4-36-21	7.92	—	平成 29(2017)年 4 月

※資料：観光経済部

表 2-5-10 太陽光発電設備（メガソーラー）の設置例（令和元（2019）年度末現在）

民間企業名	設置所在地	最大出力 [kW]	年間 発電見込 [kWh]	稼働開始
㈱大林クリーンエナジー	札内町 39-1 ほか	2,100	2,022,000	平成 25 (2013) 年 10 月
伯東㈱	登別東町 3-20-1 ほか	2,000	2,290,000	平成 26 (2014) 年 1 月
北海道曹達㈱	千歳町 2-12	1,000	1,100,000	平成 26 (2014) 年 2 月
㈱日弘ヒーティング	登別東町 5-58-1 ほか	1,007	1,309,000	平成 26 (2014) 年 6 月
㈱シィメス	中登別町 171-1 ほか	2,822	3,053,000	平成 26 (2014) 年 11 月
㈱ニューデジタルケーブル	札内町 324	1,508	2,360,000	平成 28 (2016) 年 11 月
㈱GP エナジー 6	上登別町 42-13 ほか	2,065	2,350,000	平成 29 (2017) 年 8 月
㈱SJ ソーラー北海道 (リニューアブルジャパン㈱)	上登別町 42-1	22,000	24,000,000	令和元 (2019) 年 11 月

資料：観光経済部

エ) 太陽熱利用給湯システム

登別市総合福祉センターでは、太陽熱集熱パネルを利用して加温した水を貯湯槽に蓄えたのち、既存ボイラーで加熱し給湯及び暖房等に使用しています。

オ) 再生可能エネルギー講演会の開催

再生可能エネルギーの普及・啓発を目的に、平成 24（2012）年度から市民や事業者等向けに再生可能エネルギーの講演会を実施しています。

表 2-5-11 再生可能エネルギー講演会の開催状況

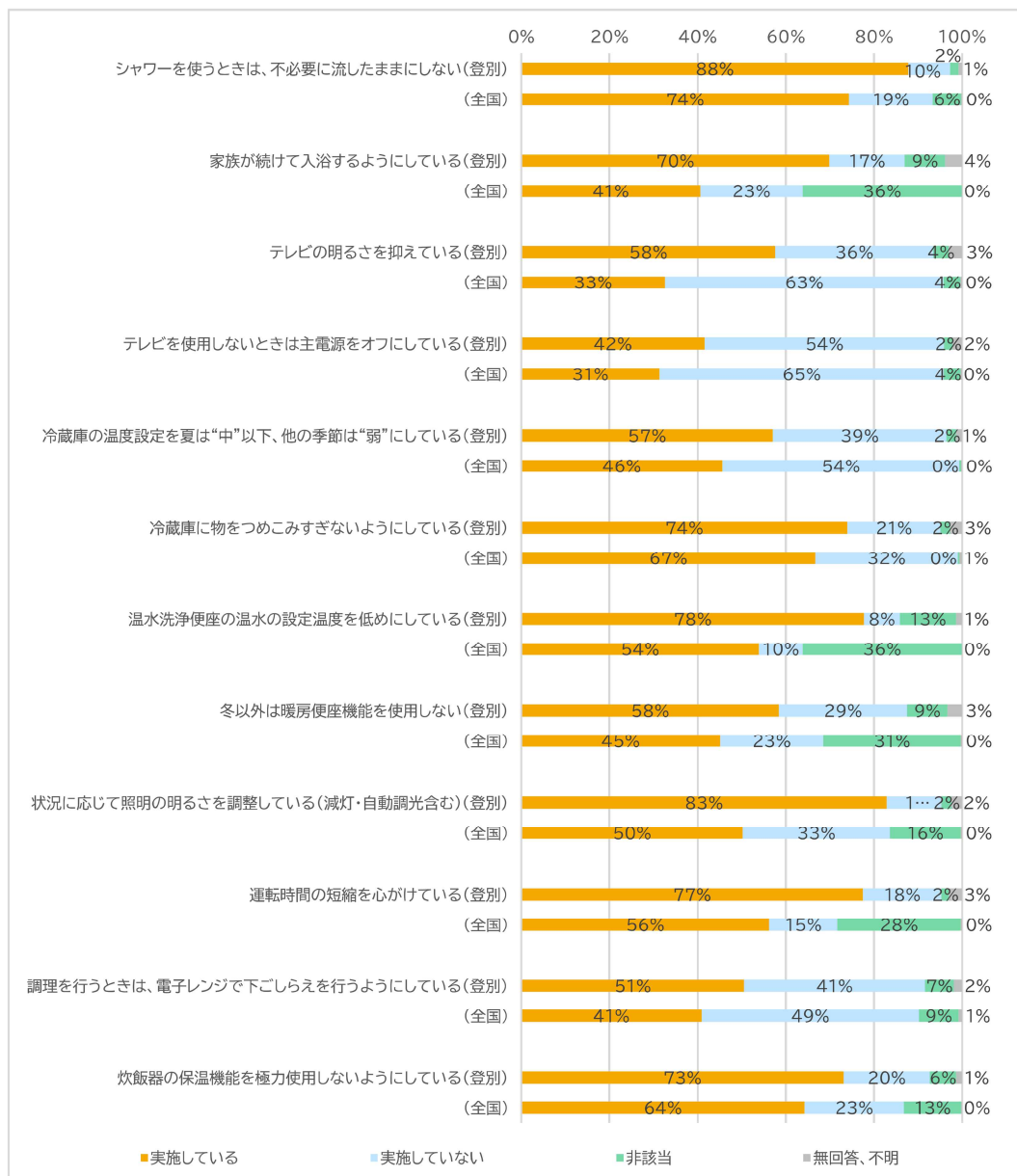
開催年度	講演会のテーマ
平成 24 (2012) 年度	「再生可能エネルギーの利用」「省エネルギーのための温泉と地熱の総合的利用」
平成 25 (2013) 年度	「地熱エネルギーとは」「室蘭工業大学で行っている環境やエネルギーなどに関する研究例」「富山県宇奈月温泉で描いた低炭素社会への夢」
平成 26 (2014) 年度	「自然エネルギーに目を向け、地域で活用する試み」「低温排熱等の有効活用」
平成 27 (2015) 年度	「古い資料に見る登別温泉とカルルス温泉」「地域力を高めて街を豊かに」
平成 28 (2016) 年度	「地熱との共生について」
平成 29 (2017) 年度	「地熱資源と街づくりー各地の取組の今昔ー」
平成 30 (2018) 年度	自然エネルギー経済シンポジウム「小水力発電と地域経済」
令和元 (2019) 年度	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止

☆ 市民意識（アンケート調査結果）☆

令和元（2019）年度に本市と北海道地球温暖化防止活動推進センター（公益財団法人北海道環境財団）が連携して行った「登別市地球温暖化に関する市民意識調査（以下、「温暖化意識調査」という。）」によると、暮らしの中での省エネ行動の実践状況は、「シャワーを使うときは、不必要に流したままにしない」、「台所でお湯を使う場合は、温度を低めにしている」、「状況に応じて照明の明るさを調整している」が実践率8割を超えている一方、「車は控えて、徒歩や自転車、公共交通機関をなるべく利用している」、「テレビを使用しないときは主電源をオフにしている」、「調理を行うときは、電子レンジで下ごしらえを行うようにしている」などは低い結果となっています。

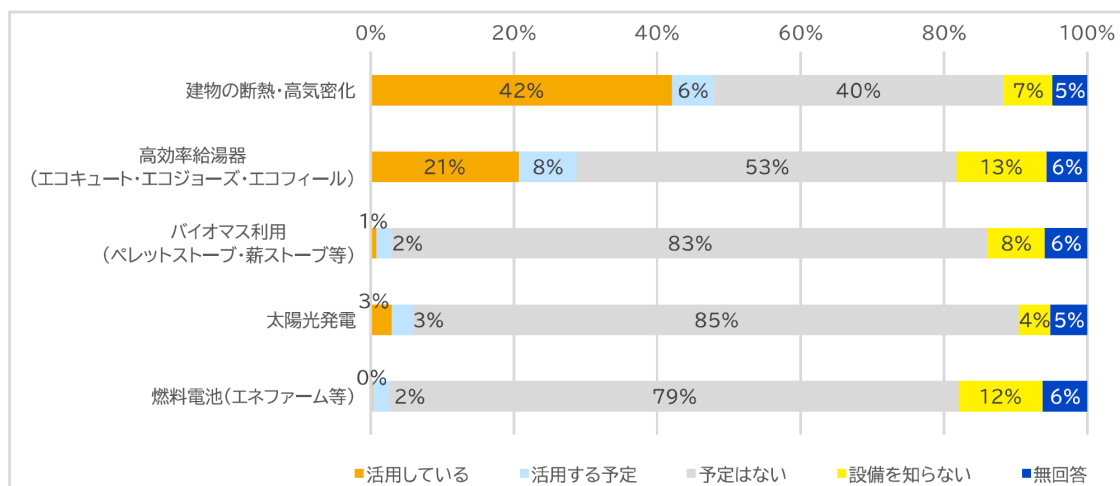
全国の実践率との比較では、調査項目全てにおいて、本市の方が実践率が高くなっています。

Q 省エネの行動内容について、あなたの実施状況に最も近いものを選んでください。



同じく「温暖化意識調査」によると、家庭で実際に活用している、または活用する予定の再生可能エネルギー、省エネルギー設備は「建物の断熱・高気密化」が最も多く、次いで「エコキュートなどの高効率給湯器」となっています。一方、太陽光発電や燃料電池など電力に関連した設備の活用はまだまだ少ない結果となっています。

Q 再生可能エネルギーや省エネルギー設備の中で、ご家庭で実際に活用しているもの、または活用する予定のものはありますか（活用状況に最も近いもの1つ）



2.6 地球環境保全対策の推進

(1) 地球温暖化対策の推進

ア) 登別市温暖化対策推進実行計画（区域施策編）

本市では、温室効果ガスの排出削減に関する努力をより一層推進するために、平成29（2017）年1月に「登別市温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定（令和2年度に一部改訂）しました。

本計画は、平成29（2017）年度から令和12（2030）年度を計画期間として、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ効果的に進めるため、温室効果ガスの削減目標を定めるとともに、市民・事業者・行政が協力・連携を図りながら取組を推進してきました。

本市の二酸化炭素削減目標については、目標年である令和12（2030）年度における総排出量を平成25（2013）年度比で26%削減することとしています。

表2-6-1に平成29（2017）年度における部門別二酸化炭素排出量を示します。

※当該年度の地域全体の二酸化炭素排出量は、2年後に各所管省庁が公表するデータに基づき算出しているため、実績は令和元（2019）年度末時点において把握している平成29（2017）年度のデータを元に算出しています。

表2-6-1 部門別二酸化炭素排出量の状況（単位：トン、二酸化炭素換算）

区 分	基 準 年 平成 25 (2013)年度	目 標 年 令和 12 (2030)年度	実 績 平成 29 (2017)年度
産 業 部 門	54,054	40,000	64,313
民生家庭部門	139,508	103,236	133,371
民生業務部門	88,099	65,193	81,765
運 輸 部 門	80,992	59,934	75,884
廃 棄 物 部 門	6,753	4,997	6,874
計 (平成 25 年度比)	369,406 (—)	273,360 (△26.0%)	362,207 (△1.9%)

※資料：市民生活部

イ) 登別市温暖化対策推進実行計画（事務事業編）

本市では、平成12（2000）年度に「登別市温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」を策定し、平成24（2012）年度まで取り組んできました。

平成25（2013）年度以降の策定にあたっては、東日本大震災の影響により、国の地球温暖化対策計画において新たな基準年度、実施期間、削減目標値などの方針が示されなかったことから、国の新たな計画が示されるまでの暫定的な方針として、本市では「平成25年度以降の登別市の事務・事業における温暖化対策の方針」を策

定し、進行管理を行ってきました。

その後、国では、平成27（2015）年にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）受け、「地球温暖化対策計画」が平成28（2016）年5月に閣議決定され、本市では、これに基づき、平成29（2017）年度に「登別市温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するための取組を推進しています。

本市事務事業における温室効果ガス削減目標については、目標年である令和3（2021）年度における総排出量を平成28（2016）年度比で約5%削減することとしています。

表2-6-2に令和元（2019）年度における項目別温室効果ガス排出量を示します。

表2-6-2 令和元（2019）年度項目別温室効果ガス排出量（単位：t、二酸化炭素換算）

項目・区分		基準値 H28(2016) 年度	目標値 R3(2021) 年度	実績値 R元(2019) 年度	温室効果 ガス種別
燃料	暖房等(灯油、A重油、液化石油ガス)	1,915	1,821	1,719	CO ₂
	車両用(ガソリン、軽油)	256	244	233	CO ₂
電気使用量		2,827	2,688	2,759	CO ₂
自動車走行量		7	7	6	CH ₄ 、N ₂ O
HFC封入カーエアコン		1	1	2	HFC
計		5,006	4,761	4,719	

※資料：市民生活部

ウ) 電気自動車急速充電器等の設置及び電気自動車の導入

本市は、経済産業省の平成24（2012）年度補正予算「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」及び北海道の「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン^{※17}」に賛同し、電気自動車の急速充電器の空白地帯である本市を周辺観光地への回遊の拠点とすべく、市内外の電気自動車所有者の来訪を促すため、電気自動車急速充電器1基を市役所本庁舎に設置しました。

電気自動車急速充電器については、平成27（2015）年2月2日より試験的な運用を開始し、平成27（2015）年4月1日より正式に供用を開始しています。

また、併せて、地球温暖化の防止や低炭素社会の実現を目指すため、電気自動車を3台保有するとともに、電気自動車普通充電器2台を設置し、電気自動車の普及啓発に努めています。表2-6-3には電気自動車及び充電器の導入状況を、表2-6-4に

は急速充電器の利用件数の推移を示します。

表 2-6-3 電気自動車及び充電器の導入状況（令和元（2019）年度末現在）

区 分		導入場所
電気自動車	日産リーフ	クリンクルセンター庁用車（1台）
	日産 e-NV200 ワゴン	市役所庁用車（1台）
	三菱アイミーヴ	市役所庁用車（1台）
充 電 器	電気自動車急速充電器	市役所本庁正面玄関横（1基）
	電気自動車普通充電器	クリンクルセンター裏玄関（1基） 市役所本庁舎車庫内（1基）

表 2-6-4 急速充電器の利用件数の推移（単位：件）

	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
急速充電器 利用件数	14	89	134	380	760	978

（2）その他の環境問題に対する取組み

ア) アイドリング・ストップの啓発

アイドリング・ストップは、大気汚染の改善、騒音の低減及び地球温暖化の防止だけでなく、燃料の節約につながることから、市は率先して、公用車のアイドリング・ストップを実践するとともに、庁舎駐車場内に啓発用看板を設置して普及啓発を図っています。

イ) 交通エコロジー教室

環境に配慮した交通行動を推進する方策の一つとして、平成 23（2011）～26（2014）年度において、国土交通省北海道運輸局が主体となり、本市と連携して市内の小学生を対象に、ハイブリッドバスの実車説明などの交通エコロジー教室を開催しました。

ウ) 環境講演会の実施

市民や事業者等への環境保全に関する普及・啓発を目的に、毎年度、環境講演会を実施しています。表 2-6-5 に第 2 期計画期間における環境講演会の開催状況を示します。

表 2-6-5 環境講演会の開催状況

開催年度	講演会のテーマ
平成 24（2012）年度	家庭で役立つ省エネ
平成 25（2013）年度	地球温暖化対策と新エネルギーの普及

平成 26 (2014) 年度	地球温暖化対策と私たちの取組
平成 27 (2015) 年度	森から発見！自然のつながりイキモノ話
平成 28 (2016) 年度	キウシト湿原保護から考える市内の環境保全について
平成 29 (2017) 年度	おさらい地球温暖化 いろいろできるね♪省エネ・節電
平成 30 (2018) 年度	外来生物ってなあに？～人間の活動が引き起こす環境破壊～
令和元 (2019) 年度	”笑エネ”とは？～我慢の”省エネ”よりお得で楽しい”笑エネ”を～
	個人が主役になる！～これからの環境への取り組み～

エ) 環境ポスターの募集及びポスター展の実施

児童・生徒の環境保全意識の高揚を目的に、平成20(2008)～30(2018)年度において、夏休みの期間を利用し、「地球温暖化の防止、自然環境の保護、資源リサイクル、廃棄物の削減、その他環境保全活動に関すること」などをテーマとした環境ポスターを募集しました。応募作品のうち、登別市環境保全市民会議委員により選考した作品は、市内の大型量販店で展示を行いました。

本取組は平成30年度で終了し、令和元年度からは「エコをテーマにした作品の募集」に移行しました。

表2-6-5 環境ポスターの募集の実施状況

	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
応募作品数	399 点	363 点	261 点	380 点	243 点

オ) 環境 (エコ) をテーマにした作品の募集

平成30年度までは児童・生徒を対象として、環境ポスターの募集を行っていましたが、令和元(2019)年度からは、新たな取り組みとして全市民を対象に「リサイクル、節水・節電、不法投棄、地球温暖化」などをテーマとした絵はがき、写真、俳句、標語などの作品を募集する「環境 (エコ) をテーマにした作品の募集」を開始しました。

応募作品のうち、登別市環境保全市民会議委員により選考した作品は、市内の大型量販店で展示を行いました。

表2-6-6 エコをテーマにした作品の募集の実施状況

	令和元 (2019) 年度
応募作品数	102 点

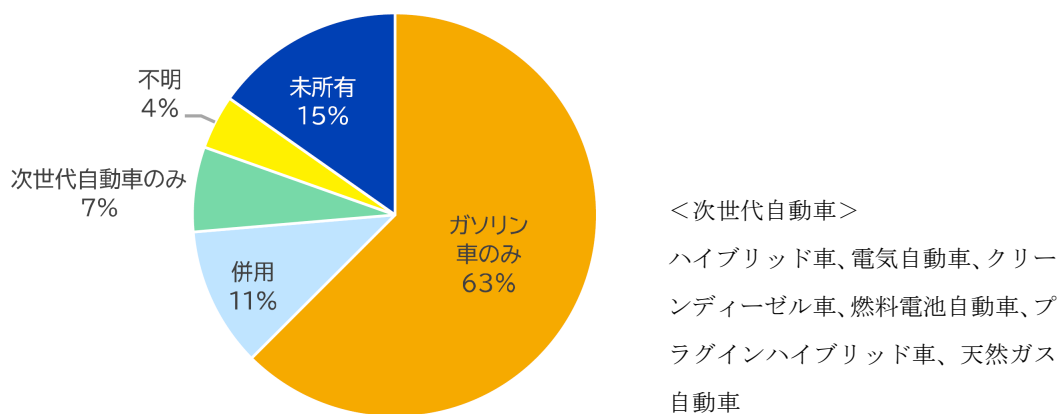
☆ 市民意識（アンケート調査結果）☆

「温暖化意識調査」によると、世帯ごとの次世代自動車の導入状況は、「次世代自動車のみ、またはガソリン車との併用」が18%となっており、次世代自動車の普及はまだまだ進んでいない状況となっています。

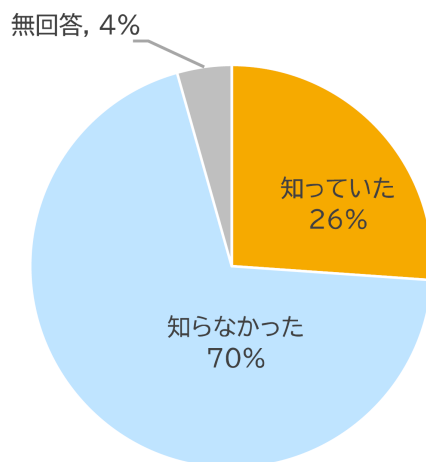
また、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組「COOL CHOICE（クールチョイス）^{※18}」の認知度については、7割の方に認知されていない状況であり、啓発の強化が課題と考えられます。

地球温暖化対策の推進へ向け、本市ではどのような取組が重要であるかとの設問に対しては、「ごみの減量やリサイクルの推進」、「公共施設への再エネ設備の導入」、「再生可能エネルギー設備の導入に係る補助制度の拡充」と回答した方が多くなっています。

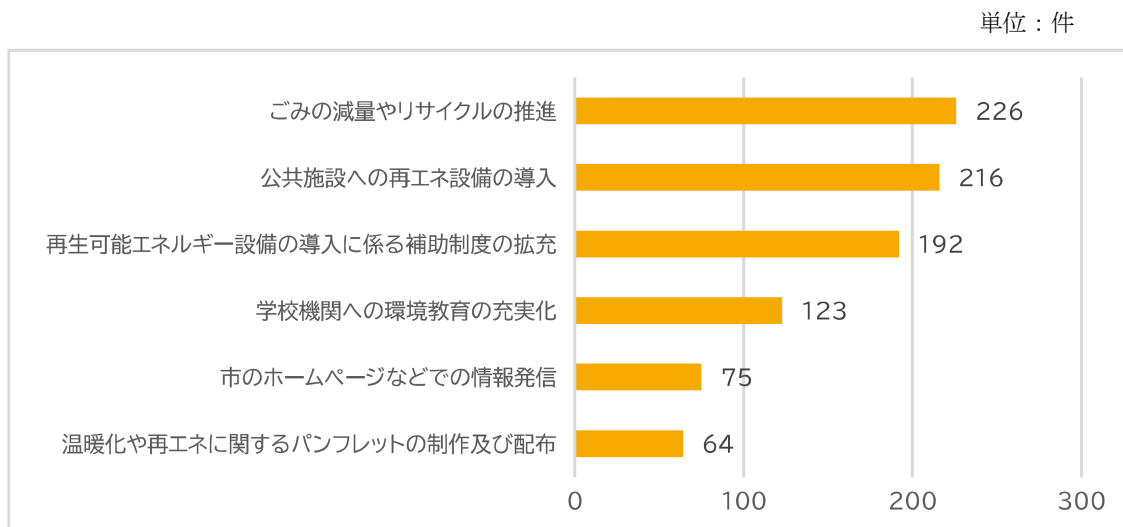
Q あなたのご家庭では、どのような種別の自動車をお持ちですか



Q 政府では、国民一丸となって温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという国民運動「クールチョイス」を展開していますが、このことをご存じですか



Q 地球温暖化対策を推進していくためには、登別市でどのような方策が重要だと思いますか（3個まで選択可）



2.7 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進

(1) 大気環境の保全対策の推進

ア) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類^{※19}による環境汚染の防止を図るため、国では平成11(1999)年に制定した「ダイオキシン類対策特別措置法」により環境基準が定められています。

本市も同年からダイオキシン類の測定分析を行っており、現在まで調査地点すべてにおいて基準値以下で推移しています。

表2-7-1 令和元(2019)年度におけるダイオキシン類の測定結果(平均値)

項目	調査地点	結果	基準値	
大気	幌別東小学校	0.0070 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ (年平均)	
	しんた21	0.0066 pg-TEQ/m ³		
	幌別中学校	0.0029 pg-TEQ/m ³		
土壌	旧清掃工場	4.7 pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g	
	しんた21	0.026 pg-TEQ/g		
排水	管理型処分場	施設放流	0.0030 pg-TEQ/l	10 pg-TEQ/l
		放流河川	0.047 pg-TEQ/l	
	千歳最終処分場	モーターリク ^ア 孔(No. 1)	0.0028 pg-TEQ/l	
		下流砂防ダム	0.00026 pg-TEQ/l	

※資料：市民生活部

クリンクルセンターからの排出ガスについては、平成12(2000)年のセンター建設時に地元町内会とダイオキシン類の測定に関する協議を行い、市の自主規制値を法律の規制値の1/10(0.1ng-TEQ/m³)に設定しました。

以降、毎年度調査を実施しており、現在まで自主規制値以下で推移しています。

表2-7-2 令和元(2019)年度におけるクリンクルセンター煙突内での

ダイオキシン類測定調査結果

項目	区分	測定日	測定値 [ng-TEQ/m ³]
排出ガス	A炉	令和元(2019)年9月30日	0.00230
	B炉	令和元(2019)年10月31日	0.00069

※資料：市民生活部

イ) ばい煙・粉じん発生施設の届出

大気汚染の原因となる、ばい煙や粉じんを発生させる施設に対しては、大気汚染防止法、北海道公害防止条例及び登別市公害防止条例に基づき、規制基準の遵守を義務付け、施設の設置や変更などに対して、届出することとしています。

ウ) PM_{2.5}（微小粒子状物質）への対応

PM_{2.5}とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下のものをいいます（ $1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の 1000 分の 1 ）。

PM_{2.5}は、呼吸器の深部にまで入りやすいことなどから人への健康影響が懸念されており、平成 21 （ 2009 ）年 9 月に環境基準が設定されました。

本市は測定局を設置していないため、北海道が全道に発する注意喚起の周知に基づき対応を行っていましたが、より迅速な対応を行うため、令和元（ 2019 ）年度より、最も近隣の「測定局を設置している市」である室蘭市において注意喚起が行われた場合、その情報を基に本市も対応することとしています。

（2）水辺空間の保全

ア) 河川の水質

日本の河川の一部は、その利用目的などによって、AA～E類型の 6 種に指定・分類され、その類型によってBOD値^{※20}（水質汚濁の最も主要な指標の 1 つ）などに対して環境基準が設定されています。

本市の河川はその 6 種の指定・分類に該当していませんが、市では毎年、市内 11 河川の水質を調査しています。

一般的にBOD値が低いほど、綺麗な水質の川であると言われております。なお、登別川については、北海道漁業調整規則の定める区域に指定されています。

表 $2-7-3$ に第 2 期計画期間における河川の水質調査結果を示します。

イ) 水辺空間の保全

河川、湖沼、海岸等における良好な水辺空間の保全、形成の推進に努めるとともに、自然環境と調和した親水空間の整備推進を図るため、公園内における親水空間の適正管理に努めています。

表 2-7-3 河川の水質調査結果（BOD測定値[mg/l]）

河川名	調査地点	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度
鷺別川	鷺別橋	1.55	1.60	2.00	1.70	2.40	1.30	1.40	2.40
富岸川	内外橋	1.40	1.10	1.40	1.65	0.80	4.50	0.85	1.20
ヤンケシ川	新幌別橋	7.55	3.00	1.95	5.50	4.05	4.60	5.65	4.00
幌別川	来福橋	1.60	1.35	1.35	1.25	1.10	4.80	1.20	1.10
来馬川	中央橋	1.30	1.20	1.15	1.75	1.15	4.30	0.95	1.55
岡志別川	岡志別川	1.95	1.50	2.00	7.70	1.60	4.20	1.35	1.40
サト岡志別川	河口	3.00	2.63	4.50	1.77	2.10	6.20	3.27	3.73
	新栄町入口	0.77	0.80	0.87	1.27	1.07	1.00	1.03	0.60
	サト岡志別大橋	1.03	1.25	1.10	1.30	1.17	0.90	1.57	0.93
	第1砂防ダム下	1.20	2.05	0.90	1.10	1.33	1.80	1.67	1.23
	第1砂防ダム上	0.70	0.65	0.70	0.87	0.63	1.00	1.33	0.30
富浦川	河口	12.85	39.0	15.25	26.35	15.25	4.30	10.85	9.10
クスリサンベツ川	つつじ橋	1.85	4.70	3.45	3.65	1.75	3.60	3.35	4.10
	未流	1.43	2.20	2.10	3.03	1.53	20.30	1.73	1.63
	登別川合流後	0.30	0.60	0.50	0.85	不検出	4.60	0.40	0.47
伏古別川	河口	1.85	1.65	2.15	2.25	1.40	6.60	1.15	2.10
登別川	港橋	0.63	0.63	0.87	0.97	0.80	3.30	0.70	1.10
	排水路合流後	0.47	0.60	0.70	1.03	0.77	3.30	0.77	1.10
	旧ウライ付近	0.40	0.65	0.70	0.97	0.60	0.80	0.87	0.83

※資料：市民生活部

参考 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値 BOD
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/l以下
A	水道1級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/l以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/l以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/l以下
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/l以下
E	工業用水3級、環境保全	10mg/l以下

※表 2-7-3 の河川はAA～E類の指定・分類に該当していません

(3) 水源保全対策の推進

ア) 水道水源の流域における水質保全対策

水道水源の流域における水質保全対策として、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域が平成26年4月1日に指定され、水資源保全に努めています。

- ・登別市来馬川水源地区水資源保全地域
- ・登別市登別川水源地区水資源保全地域

イ) クリプトスポリジウム^{※21}等の病原性微生物に関する調査や対策

クリプトスポリジウム等の病原性微生物に関する調査や対策の推進に努めるため、水道原水水質検査を実施し、適正管理に努めています。

- ・上水道原水2河川（来馬川、クスリサンベツ川）
- ・簡易水道原水3河川（サマツキライバ川、札内来馬川、ニシオマベツ川）

(4) その他の環境汚染対策の推進

平成23（2011）年の東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原発で起きた事故を受け、本市では市民の安心・安全を図るため、放射線量測定器（サーベイメーター）を購入し、独自に大気中の放射線量を調査できる体制を整えています。

☆ 市民意識（アンケート調査結果） ☆

「まちづくり意識調査」によると、「水質汚濁や騒音、大気汚染などが無く、身近な自然環境が保全されているか」との問いに対し、「普通」～「満足」と回答した方の割合は89.5%で、概ね満足している結果となっています。

また、「生活排水などによる海洋汚染や河川汚濁が防止され、清潔で衛生的な環境が整っているか」との問いに対し、「普通」～「満足」と回答した方の割合は89.1%で、概ね満足している結果となっています。

Q 水質汚濁や騒音、大気汚染などが無く、身近な自然環境が保全されているか

回 答	割 合
1. 満足	12.8%
2. やや満足	30.9%
3. 普通	45.8%
4. やや不満	6.5%
5. 不満	1.5%
無回答または無効回答	2.5%

Q 生活排水などによる海洋汚染や河川汚濁が防止され、清潔で衛生的な環境が整っているか

回 答	割 合
1. 満足	15.4%
2. やや満足	30.7%
3. 普通	43.0%
4. やや不満	7.1%
5. 不満	1.6%
無回答または無効回答	2.2%

2.8 環境学習の推進

(1) 次代を担う子どもたちに対する環境学習の推進

ア) 環境学習の推進

市内小中学校では、人間と環境との関わりについて正しい認識を持ち、自ら責任のある行動をとるための基礎づくりとして、各教科をはじめ、特別活動・道徳・総合的な学習の時間などで環境教育を推進しています。

表2-8-1 小中学校の環境教育取組状況（令和元（2019）年度分）（単位：学校数）

事業内容		小学校	中学校
日常学習	自然学習（校区内探索など）	8	2
	緑化活動（校内花壇、地域花壇などの整備）	8	5
	清掃活動（校区内清掃、草刈など）	6	5
	校外学習（公害問題、資源ごみのリサイクルなど）	8	1
	資源回収（新聞・雑誌、空ビン、牛乳パックなど）	7	2
	その他の実践（再生紙利用、節電・節水など）	7	4
	調査・研究（総合的な学習の時間等における身近な視点での環境問題や調査・まとめ）	8	4
	道徳（自然愛と動植物愛護に重点をおいた指導の充実）	8	4

※資料：教育委員会教育部

イ) のぼりべつ子ども環境家計簿

平成20（2008）年度から、日頃の生活で二酸化炭素の排出を抑える行動を目指す「のぼりべつ子ども環境家計簿（夏・冬休み版）」を学校の協力を得て取り組んでいます。子どもを中心に家族全員で環境家計簿に取り組むことにより、市民の環境に対する意識の向上が期待できます。

令和元年度末現在で市内小学生による「子ども環境家計簿」夏・冬休み計23回で30,472人が取り組みに参加し、327,583kgの二酸化炭素を減らすことができました。

※二酸化炭素削減量327,583kgは50年生トドマツ（太さ20cm・高さ20m）が1年間で吸収する二酸化炭素の量(15.8kg)に置き換えると、約20,733本分の量になります。

(2) 生涯学習における環境教育の推進

環境問題が日々変化している昨今、環境教育はあらゆる世代に対して生涯にわたり行われることが大切であり、本市では、環境に対する生涯学習を推進しています。

生涯学習は学校教育も含め人々が生涯に行うあらゆる学習を指します。そのため、環境問題に対する学習が様々な場や機会において行われることにより、自ら進んで活動する市民の育成や連携、体系的に取り組む意識の向上が期待できます。

本市ではさまざまな生涯学習を実施しているほか、ネイチャーセンター「ふおれすと鉾山」では、「人と自然のふれあい拠点」をテーマに自然環境学習に取り組んでいます。

表 2-8-2 環境関係生涯学習事業実施状況（令和元(2019)年度分）

事業	事業内容	対象	参加者数
通学合宿 みんなで学ぶ 『子ども村』	ネイチャーセンター「ふおれすと鉾山」で自然体験や学習活動をしながら、学校へ通う「通学合宿」	小学生 (5、6年生)	117人
郷土資料館・文化 伝承館事業	昔からの遊びなどを通じた、郷土の歴史や文化の学習	小中学生 市民	495人

※資料：教育委員会教育部

※「通学合宿みんなで学ぶ『子ども村』」は令和2年度をもって廃止

第3章 目標達成へ向けた環境施策の展開

第3期基本計画の体系

長期目標	推進項目	基本目標
人と自然とが 共存する 豊かな環境の実現 心の豊かさが 感じられる 生活空間の実現 環境への 負荷の少ない 循環型社会の実現 公害のない健康で 安全な社会の実現	【地球温暖化分野】 1. 地球環境にやさしい まちづくりの推進	1.1 地球温暖化対策の推進 1.2 省資源・省エネルギー 対策の推進 1.3 再生可能エネルギーの 導入の推進
	【廃棄物分野】 2. 持続可能な循環型社会 の推進	2.1 廃棄物の減量 2.2 循環型社会の形成
	【自然環境分野】 3. 人と自然が共生する まちづくりの推進	3.1 優れた自然の保全 3.2 森林の保全 3.3 多様な野生生物の生育・ 生息環境の保全 3.4 自然とのふれあいの場 の整備
	【生活環境分野】 4. 安全・安心・快適な まちづくりの推進	4.1 きれいで住み良いまち づくりの推進 4.2 さわやかで静かな環境の 確保（騒音・振動・悪臭・ 大気汚染・土壌汚染） 4.3 水質環境の保全対策の 推進（水質汚濁） 4.4 温泉資源の保全
	【環境学習分野】 5. 環境教育・環境保全 活動の推進	5.1 次代を担う子ども達に 対する環境教育の推進 5.2 環境保全等に係る生涯 学習の推進

3.1 地球環境にやさしいまちづくりの推進【地球温暖化分野】

(1) 基本目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本的な考え方	基本目標
地球温暖化を防止するため、2050年カーボンニュートラルに向けて、温室効果ガス排出量の抑制や省資源・省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用促進など、地球環境にやさしいまちづくりを推進します。	1.1 地球温暖化対策の推進
	1.2 省資源・省エネルギー対策の推進
	1.3 再生可能エネルギーの導入の推進

(2) 施策の方向性

基本目標	施策の方向性（市の主な取組）
1.1 地球温暖化対策の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「登別市温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」に基づく取組を推進します。 ・環境家計簿の取組や環境省の「COOL CHOICE」運動の普及啓発など、世代を通じた温室効果ガス排出量抑制の取組を推進します。 ・二酸化炭素の吸収を促進するための緑の保全と育成を図ります。 ・クリーンエネルギーの利用を促進します。 ・次世代自動車や低燃費車の普及を促進します。 ・グリーン購入^{※22}や環境ラベル^{※23}の付いた製品の購入と普及啓発を推進します。 ・焼却ごみ量の減量化を推進します。
1.2 省資源・省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活における節電の普及など、省資源・省エネルギーと環境にやさしい生活様式の意識啓発を推進します。 ・公共施設の新築や改修に合わせ、省エネルギー、省CO₂型の施設や設備の導入を促進します。

1.3
再生可能エネルギーの導入の推進

- ・市民や事業者に対して太陽光や水力、温泉熱の利用など再生可能エネルギーの利用促進を図ります。
- ・公共施設の新築や改修に合わせ、再生可能エネルギーの導入を促進します。

(3) 市民・民間団体・事業者の主な取組

【市民・民間団体】

- 国民運動「COOL CHOICE」を実践しましょう。
- 地球温暖化対策に関するイベントなどに積極的に参加するとともに、市が実施する環境施策に協力しましょう。
- 移動の際の公共交通機関の利用、次世代自動車や低燃費車の購入、エコドライブの実践に努めましょう。
- プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制しましょう。
- 省エネルギーや省CO₂につながる製品の購入や環境に配慮したライフスタイルを実践しましょう。
- 住宅新築や増築の際には、太陽光発電の設置や、省エネルギー・省CO₂型の設備等を導入しましょう。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、地球温暖化対策を推進しましょう。
- ごみの減量やリサイクルなどの市が行う環境施策に参加・協力しましょう。

【事業者】

- 省エネルギー・省CO₂につながる製品やサービスの提供などを行い、地球温暖化対策を推進しましょう。
- 車両更新の際には、次世代自動車や低燃費車を購入しましょう。
- グリーン購入など環境に配慮したオフィス用品を購入しましょう。
- プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制しましょう。
- 事業活動時のエコドライブや通勤時等の公共交通機関の利用に取り組みましょう。
- 社屋などの新築や増築の際には、太陽光発電の設置や、省エネルギー・省CO₂型の設備等を導入しましょう。
- ごみの減量やリサイクルなどの市が行う環境施策に参加・協力しましょう。

3.2 持続可能な循環型社会の推進【廃棄物分野】

(1) 基本目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本的な考え方	基本目標
<p>登別の豊かな自然環境を守り、環境への負荷を軽減するため、廃棄物の排出抑制や減量化、ごみの正しい分別、リサイクルの普及啓発などにより、廃棄物の適正処理と持続可能な循環型社会を推進します。</p>	2.1 廃棄物の減量
	2.2 循環型社会の形成

(2) 施策の方向性

基本目標	施策の方向性（市の主な取組）
2.1 廃棄物の減量	<ul style="list-style-type: none"> 「登別市ごみの発生・排出抑制と再生利用の行動指針^{※24}」に基づいて、ごみの減量化を推進します。 市民、民間団体、事業者、市との連携・協力により、3R^{※25}の概念に基づく事業を展開します。 特に排出量の多い生ごみ、紙類ごみ、プラスチックごみなどについて、焼却するごみ量の減量化を推進します。 広報紙や市公式ウェブサイトのほか、講演会や見学会の開催などにより、市民・事業者のごみ減量化に対する意識向上を図ります。
2.2 循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> 「登別市ごみの発生・排出抑制と再生利用の行動指針」に基づいて、リサイクルを推進します。 市民、民間団体、事業者、市との連携・協力により、3Rの概念に基づく事業を展開します。 各種リサイクル法の趣旨に則り、リサイクル活動を推進します。 資源回収を行う団体等に対する支援を行い、リサイクルを推進します。 ごみ分別の徹底を図ります。

- ・海洋プラスチックごみ問題^{※26}の周知啓発に努め、河川へのごみのポイ捨て防止や水辺の清掃活動、プラスチック代替製品の普及を推進します。
- ・ごみ処理施設内見学やリサイクルまつりなど、市民が参加できる機会や場の提供を行い、リサイクル活動への市民の意識醸成を推進します。
- ・一般廃棄物処理基本計画に基づく、一般廃棄物の適正な処理を図ります。

(3) 市民・民間団体・事業者の主な取組

【市民・民間団体】

- 3Rを取り入れたライフスタイルを心がけましょう。
- 生ごみの排出にあたっては、コンポストによる堆肥化や電動生ごみ処理機などによる減量化、「食べきれぬ分を購入する、食材を使い切る、食べ残しをなくす」など食品ロスの削減に取り組みましょう。
- 過剰な包装や不要な割り箸、使い捨てプラスチックスプーン等は辞退するほか、マイバックやマイボトル、マイ箸の使用など、ごみの発生抑制に取り組みましょう。
- リサイクルショップやフリーマーケット、登別消費者協会が行う不用品ダイヤル市などを有効活用しましょう。
- 食品トレイや紙パックはスーパーの店頭回収などを利用しましょう。
- 新聞、段ボール、紙製容器包装等の町内会等による資源回収に協力しましょう。
- 環境に配慮した製品やリサイクル製品を積極的に使用しましょう。
- 市の分別計画に沿った分別を徹底しましょう。
- 環境関連の民間団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、ごみ減量やリサイクル、食品ロス削減などを推進しましょう。

【事業者】

- ごみの減量化やリサイクルの推進などについて、従業員の理解の向上と主体的・積極的な行動を促すなど、事業活動において3Rを実践しましょう。
- 製品等の製造や流通、消費の段階において、廃棄物の発生をできるだけ少なくするため、リサイクルしやすく環境にやさしい商品の設計・技術の開発等に努めましょう。
- 事業者は、廃棄物は自らの責任で適正に処理するとともに、できる限り、排出抑制や循環的利用に努めましょう。
- 生ごみの排出にあたっては、水切りを徹底して排出量の削減に努めましょう。
- 市の分別計画に沿った分別を徹底しましょう。
- 事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパー等に再生品等を使用するよう努めるとともに、排出の際は古紙の分別を徹底し、古紙回収を活用しましょう。
- 各種リサイクル法の趣旨に則り、リサイクル活動を推進しましょう。
- ばら売りの推進、過剰包装の抑制等によりごみの減量を推進しましょう。

3.3 人と自然が共生するまちづくりの推進【自然環境分野】

(1) 基本目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本的な考え方	基本目標
<p>登別の豊かな自然を守り育てていくため、森林や湿原など、多様な生物の生息地である自然環境の適正な保全を推進するとともに、市民が豊かな自然と触れ合う機会を設けるなど、人と自然が共生するまちづくりを推進します。</p>	3.1 優れた自然の保全
	3.2 森林の保全
	3.3 多様な野生生物の生育・生息環境の保全
	3.4 自然とのふれあいの場の整備

(2) 施策の方向性

基本目標	施策の方向性（市の主な取組）
3.1 優れた自然の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区をはじめとした自然環境の保護に関する法令等に基づき指定された地域の適正な保護を図ります。 ・原生林等の貴重な森林や学術的に価値の高い湿原等の適正な保護を図ります。 ・保全を図る必要のある民有地について、自然公園化や保全活動を推進します。 ・「登別市景観とみどりの条例」に基づき、市民、事業者及び市が協働して、良好な景観と豊かなみどりの保全に努めます。
3.2 森林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・「登別しみどりの基本計画」に基づき、山辺のみどりの適正な保全に努めます。 ・「登別市森林整備計画」に基づき、森林の適正な保全に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・民有林は、その所有者が行う造林事業への活動支援を通じて森林の保全を図ります。 ・森林保護団体への活動支援などを通じて、森林保全意識等の普及啓発を図ります。 ・無秩序な森林伐採を防止するため、北海道等と連携した取り組みを進めます。
<p>3.3 多様な野生生物の生育・生息環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区などの自然環境の保護に関する法令等に基づき指定された地域の適正な保護を図ります。 ・貴重な在来種が生息しているキウシト湿原など、多様な生物の生息地である自然環境を関係団体と協力し、適正な保全を図ります。 ・川辺の連続したみどりの形成など、豊かな自然生態系を育むみどりの回廊づくりを推進します。 ・市内の野生生物の生育、生息実態の把握に努め、データの収集や市民への情報発信を図り、その利活用を促進します。 ・関係団体等と協力し、希少な野生生物の保護の推進に努めます。 ・在来植生に影響を及ぼす帰化植物対策の推進を図ります。
<p>3.4 自然とのふれあいの場の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と協力し、ネイチャーセンターやキウシト湿原、登別原始林などにおける豊かな自然を生かした公園や自然体験活動の場の整備など、自然とふれあうことのできる環境づくりを推進します。 ・「登別市みどりの基本計画」に基づき、山から海までつながるみどりあるまちを目指します。 ・親水性の高い河川など自然と触れ合える水辺の保全を図ります。 ・公園や緑地、街路樹などの都市生活にやすらぎやうらおいを与えるみどりの保全に努めます。

(3) 市民・民間団体・事業者の主な取組

【市民・民間団体】

- 自然公園等において、動植物の保護や美化清掃に努めるなど適正に利用しましょう。
- 森林保全活動などのイベントに積極的に参加し、森林の価値や機能を理解しましょう。
- 在来の動植物や絶滅のおそれのある野生動植物などの生育、生息実態を理解し、それらを保全する活動に参加しましょう。

- 外来生物被害予防三原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守りましょう。
- 市や民間団体等が行う動植物が生息できる環境づくりや自然を回復する活動、自然と親しむイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 河川へのごみのポイ捨てをしないなど、河川敷や公園等の身近な河川や水辺空間の保全に努めましょう。
- 環境関連の民間団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、自然環境の保全を推進しましょう。

【事業者】

- 街路樹や公園等の身近な自然の保護に配慮した事業活動を行いましょう。
- 事業所や工場等の敷地内の緑化を進めましょう。
- 森林の環境保全機能を維持するため、植樹などの環境保護活動に協力しましょう。
- 自然の改変を伴う開発行為などにおいては、動植物の生息・生育環境や植物の植生を理解し、環境保全に十分配慮した計画や工法を採用しましょう。

3.4 安全・安心・快適なまちづくりの推進【生活環境分野】

(1) 基本目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本的な考え方	基本目標
<p>騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁などの公害の監視・指導に努め、安全・安心な生活環境を維持するとともに、ポイ捨てや不法投棄防止、ペットの適正飼育の啓発強化を図るなど、きれいで住み良いまちづくりを推進します。</p>	4.1 きれいで住み良いまちづくりの推進
	4.2 さわやかで静かな環境の確保（騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌汚染）
	4.3 水質環境の保全対策の推進（水質汚濁）
	4.4 温泉資源の保全

(2) 施策の方向性

基本目標	施策の方向性（市の主な取組）
4.1 きれいで住み良いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 「登別市不法投棄、ポイ捨て及びペットのふんの放置防止条例」に基づき、自然及び生活環境の保全に努めます。 関係法令や「北海道動物愛護管理推進計画^{※27}」に基づき、ペットの適正な飼育・管理の徹底の啓発を図ります。 市や市民、町内会等の協働による道路や公園等の公共用地の清掃、美化の推進を図ります。 海洋プラスチックごみ問題の周知啓発に努め、河川へのごみのポイ捨て防止や水辺の清掃活動、プラスチック代替製品の普及を推進します。
4.2 さわやかで静かな環境の確保（騒音・振動・悪臭・大気	<ul style="list-style-type: none"> 騒音、振動、悪臭、土壌汚染等の発生源に対する適切な指導と啓発の推進を図ります。 法令等に基づく届出等の徹底を図り、法令等の基準が遵

汚染・土壌汚染)	<p>守されるよう、工場や事業場等の監視・指導に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類による大気や土壌の汚染防止を図るため引き続き、計測、監視に取り組みます。 ・低公害車の導入やアイドリングストップ等の自動車排気ガス抑制対策の推進を図ります。 ・放射性物質による環境汚染が懸念される場合については、国や北海道などと連携して対策を進めるとともに、必要に応じモニタリングを行うなど、市民に対して迅速に情報提供を行います。 ・新たな環境汚染問題が発生、発見された場合、その問題の原因や影響について調査を行い対策を図ります。
4.3 水質環境の保全対策の推進 (水質汚濁)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、湖沼、海岸等の公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な水環境の保全を図ります。 ・下水道、合併処理浄化槽^{*28}の整備、普及の推進を図ります。 ・し尿投入施設の適正な維持管理と計画的な施設更新に努めます。 ・農業、畜産排水や工場、事業場等からの排水による汚濁対策の推進を図ります。 ・おいしく安全な水道水を安定的に供給するための水源保全対策を推進します。
4.4 温泉資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水を涵養する温泉周辺の森林の保全を図ります。 ・温泉周辺の工事等においては、地下水脈への影響に配慮します。

(3) 市民・民間団体・事業者の主な取組

【市民・民間団体】

- ごみのポイ捨てや不法投棄、ペットの糞の放置はせず、環境美化に努めましょう。
- 生活騒音や悪臭の防止など、近隣に配慮した生活を心がけるとともに、地域の清掃活動などに積極的に参加しましょう。
- 自家用車のアイドリングストップや環境に配慮した運転、低公害車や低燃費車の購入を検討するとともに、公共交通や徒歩、自転車等の多様な交通手段の利用を図りましょう。
- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置、切り替えにより、適切に排水処理を行いましょう。
- 民間団体は、環境美化活動など、市民の先導的な役割を果たし、きれいで住み良いまち

づくりを推進しましょう。

【事業者】

- 地域の清掃活動や市が実施する環境施策に参加、協力しましょう。
- ダイオキシン類、アスベスト、P C B 廃棄物等、有害化学物質の処理にあたっては、関係法令に基づき適正に処理しましょう。
- 事業活動において、騒音、振動、悪臭、排水などの取り扱いについて、法律や条例を遵守するとともに、より厳しい自主的な対策や管理に努めましょう。
- 定期的に騒音や振動、悪臭、土壌汚染等について調査を行い、公害の未然防止に努めるとともに、周辺住民との良好な関係性を構築しましょう。
- 建設作業では、低騒音・低振動型の建設機械を使用し、周辺に著しい影響を与えないように努めましょう。

3.5 環境教育・環境保全活動の推進【環境学習分野】

(1) 基本目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本的な考え方	基本目標
<p>市民一人ひとりが環境保全に対する理解を深め、高い環境意識を持つとともに、すべての主体が主体的に環境に配慮した生活を実践できるよう環境教育・学習の推進を図ります。</p>	5.1 次代を担う子ども達に対する環境教育の推進
	5.2 環境保全等に係る生涯学習の推進

(2) 施策の方向性

基本目標	施策の方向性（市の主な取組）
5.1 次代を担う子ども達に対する環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の環境に対する意識を育むため、地域や学校等における環境教育の推進に努めます。 ・ネイチャーセンター周辺やキウシト湿原などの自然を活用した環境教育の推進に努めます。 ・幼少期から気候変動や脱炭素社会、リサイクルなどの環境に関する意識啓発を図るため、「登別市環境保全市民会議」などと連携し、子ども環境家計簿等の環境教育を推進します。 ・環境教育を進めるための情報の収集や提供、自然環境学習指導者の育成に努めます。
5.2 環境保全等に係る生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから大人まで各年齢層に応じた環境教育、学習の推進に努めます。 ・親子で参加できる環境イベントや環境講演会、自然体験活動などの環境保全活動の場や機会を確保します。 ・市や環境保全団体及び団体間の情報交換や交流を促進します。

(3) 市民・民間団体・事業者の主な取組

【市民・民間団体】

- 環境問題に関心を持ち、環境問題が市民1人ひとりの問題であることを自覚し、主体的に環境に配慮した生活を実践しましょう。
- 環境問題についての講演会やイベント、自然観察会、地域の環境保全活動などに積極的に参加しましょう。
- 環境について学んだことを普段の生活や地域活動のなかで実践しましょう。
- 民間団体は、行政、学校、家庭などと連携を図り、多様な学習機会の充実に努めましょう。

【事業者】

- 従業員を対象とした環境教育を実施するとともに、市民に対して施設見学などの環境教育・環境学習の機会を提供しましょう。
- 市や各種団体が行う学習会や講演会、地域の環境保全活動などに積極的に参加するとともに、自らの事業活動を通して環境負荷の低減を図りましょう。
- 土地の改変においては、地域環境への影響を最小限に抑えるよう努めましょう。
- 事業を通じて培ったノウハウなどを活かし、市民や子どもの環境学習を支援しましょう。

第4章 基本計画の推進体制

4.1 登別市環境保全市民会議

今日の環境問題は、その原因や影響が多岐にわたるため、広範的・多面的な視点から活動していく必要があります。そこで、市民・事業者・市が個別に取り組むのでは狭小的・一面的な活動となってしまうことから、各主体が協働し環境保全活動を積極的に進めるため「登別市環境保全市民会議」を設置し、市は市民会議と協働で、基本計画に基づき、自然環境の保全や地球温暖化防止対策等に取り組む方策について協議を行っていきます。

4.2 登別市環境保全政策推進会議

登別市では、環境に配慮したまちづくりを進めるため、市の環境行政の諸課題を協議・検討する場として、平成10（1998）年、庁内に「登別市環境保全政策推進会議」を設置しました。今後とも、同会議を活用し、関連部局との連携を図りながら、基本計画に基づく施策を総合的、計画的に推進します。

4.3 基本計画の進行管理と結果の反映

登別市環境基本計画の推進に当たっては、この基本計画に基づく各種事業について、その進捗状況を市の事務事業評価や政策評価と連動しながら適切に把握するとともに、その結果を環境白書等を通じて公表します。

また、この結果に基づき、必要に応じ事業の見直しを行うこととします。

4.4 基本計画の見直し

環境の変化の状況や社会経済活動の変化に適切に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを行います。

登別市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の基本方針(第9条)

第2節 環境基本計画(第10条)

第3節 市が講じる自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等(第11条—第32条)

第4節 地球環境保全のための施策(第33条・第34条)

第3章 登別市環境保全審議会(第35条—第41条)

附則

登別市は、豊かな海と四季の変化に富んだ自然環境に抱かれながら、多くの泉質と景勝地を有する温泉郷として栄えるとともに、水産業や酪農、畜産などの産業が育まれ、活力あふれるまちとして発展してきた。

しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済構造の中で利便性や豊かさを追求してきた私たちの生活様式や事業活動は、今日、廃棄物の増大や水質汚濁、大気汚染など様々な環境問題を引き起こし、地域環境への影響にとどまらず、生存基盤である地球全体の環境をも脅かしている。

私たちは、今こそ、これまでの価値観や生活様式を見直し、物の豊かさから心の豊かさへと意識の転換を図るとともに、先人たちの知恵と努力によって享受してきた恵み豊かな環境を後退させることなく、かけがえのない財産として守り育て、文化的で、潤い、安らぎ、ゆとりなどのある調和のとれた地域社会を創造し、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、登別市に集うすべての人々が環境への負荷の少ない自主的、積極的な行動によって、自然と共生する良好で快適な地域環境の実現を図り、ひいては地球環境の保全に資するため、ここに条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市(以下「社会の各主体」という。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(適用の範囲等)

第2条 この条例は、社会の各主体について適用するほか、前条の目的を達成するため、次に掲げる者についても、対象となる規定の範囲内において市民又は事業者に準じて適用する。

- (1) 市内を旅行する者
- (2) 市外に住所を有し、市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市外に住所を有し、市内に所在する学校に在学する者

2 市は、市内において事業活動を行う国及び北海道に対し、この条例の趣旨にのっとり、自主的かつ積極的な取組がなされるよう協力を求めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 野生動植物が主体となる自然環境及び人間が主体となる生活環境をいう。
- (2) 環境の保全上の支障 市民の権利義務に直接関わるような規制等の施策を講じる目安となる程度の環境の劣化が生じることをいう。
- (3) 環境問題 人為的な作用によって生じる、環境の保全上の支障を解決すべき事柄で、生命の生存に直接的又は間接的に関わる現象の総称をいう。
- (4) 環境の保全 大気、水、土壌などの環境の自然的な構成要素及びこれらにより構成されるシステムの保護及び整備を図ることによって、環境を良好な状態に保つことをいう。
- (5) 維持 適正に保全されている自然環境等を今後とも健全で恵み豊かな環境として持続していくことをいう。

- (6) 創造 生命の存続の基盤である環境が将来にわたって維持され、又は将来の世代が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるよう創り出していくことをいう。
- (7) 市民 市内において生活基盤を構成する者で、消費行動の主体をいう。(市外に居住し、市内に土地、建物等を有する者を含む。)
- (8) 事業者 事業活動を行う主体をいう。
- (9) 市 行政行為の主体としての市をいう。
- (10) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (11) 排出物 日常生活又は事業活動に伴って排出される、排水、排気ガスその他の環境に影響を及ぼすもの(廃棄物を除く。)をいう。
- (12) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。
- (13) みどり資源 自然環境の構成要素である樹木、草花などの植物と、その生育環境である土壌、大気、水などが一体的に形成している空間で、生態系の構成に資するものをいう。
- (14) 環境管理 環境の保全に関する方針や目標等を設定し、その達成に向けた取組をすることをいう。
- (15) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第4条 環境の保全等は、共有財産である生きとし生けるものすべての生存基盤である地球環境の恵沢を健全で恵み豊かなものとして、現在及び将来の世代が享受するとともに、市民一人一人が健康で、潤い、安らぎ、ゆとり等のある生活空間の中で市民の誇りと活力あふれた文化的、快適な環境を将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然の共生により実現する環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、社会の各主体がそれぞれの役割分担と責務のもとに、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 環境の保全等は、地球規模の環境保全を視野に入れた地域からの取組を基本として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活に伴う環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの過剰な消費の抑制並びに排出物による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、日常生活に伴う環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の発生の抑制及び減量化に努めるとともに、廃棄物の再資源化及び適正な処理に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、地域社会の重要な構成員であるとの認識を持ち、自ら又は協働して、環境の保全等に積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止するため、排出物による環境への負荷の低減に努めるとともに、自ら又は協働して、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の生産、製造、加工又は販売その他の事業活動において、資源及びエネルギーの過剰な消費の抑制並びにその事業活動に伴って発生する廃棄物の発生の抑制及び減量化に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、その適正な処理が図られるよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が消費され、又は廃棄される段階における環境への負荷を低減するよう、自ら又は地域社会と協働して、再使用が可能な容器包装の使用、再商品化及び過剰使用の抑制に努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全等に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第7条 市は、地域内の自然的社会的条件に応じた環境の保全等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、推進する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、自らの事務及び事業(以下「事務事業」という。)に関し、率先して環境への負荷を低減することにより、環境の保全上の支障の防止に努めるとともに、市民及び事業者が行

う環境の保全等に関する活動の促進を図るため、必要な情報の提供その他の措置を講じるよう努めなければならない。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策の実施状況等を作成し、公表するものとする。

第2章 自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の基本方針

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康の保護並びに生活環境及び自然環境の適正な保全が図られるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保及び野生生物の種を保存し、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を保全し、維持し、又は創造するとともに、自然環境に配慮した道路その他公共施設等の整備に努めること。
- (3) 地域において、潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる生活空間の実現を図るため、自然的社会的な条件を活かした環境の保全等に努めるとともに、身近な自然との触れ合いづくり、自然と調和のある景観の形成、歴史的文化的な環境の形成等を推進すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境の保全に配慮した社会構造の実現を図るため、広域的な地域との連携をも視野に入れた廃棄物の発生の抑制、循環的な有効利用及び適正処理を促進するとともに、資源及びエネルギーの過剰な消費の抑制、自然エネルギーの有効利用、排出物による環境への負荷の低減等を推進すること。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する中長期的な目標
 - (2) 環境の保全等に関する基本的な施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見が反映できるよう必要な措置を講じるとともに、登別市環境保全審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講じる自然と共生した良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等(環境への配慮等)

第11条 市は、環境の保全等を図る見地から、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施する場合は、基本理念にのっとり、環境への負荷が低減されるよう配慮するものとする。

2 市は、市が行う事務事業の実施に当たっては、自らが率先して環境に配慮し、将来にわたる環境の保全等に取り組むための指針を定め、その実行に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たり、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業が環境の保全等に適正に配慮することができるよう、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、既に行われた事業のうち、環境に著しい影響を生じていると認められるものについては、その事業を行った者が、その事業に係る環境への影響について、自ら調査及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全等に配慮することができるよう、必要な措置を講じるものとする。

(規制等の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為その他の環境の保全上の支障を生じ、又は及ぼすおそれがあると認められる行為に関し、必要な規制の措置を講じるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ、助言、指導等の措置を講じるよう努めるとともに、環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは市民又は事業者に対し、適正かつ公平な一定の役割又は応分の負担若しくは役務を求める措置を講じるものとする。

(助成の措置等)

第14条 市は、市民及び事業者自らが環境への負荷の低減に必要な取組をし、又は施設の整備その他の環境の保全等に関する適切な措置を講じるよう誘導するとともに、必要に応じて助言、環境の保全等に関

する情報の提供、助成その他の措置を講じるよう努めるものとする。

(良好な環境の保全に関する施設の整備等)

第 15 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、下水道及び廃棄物の公共的な処理施設の整備その他の環境への負荷の低減に資する事業の推進に必要な措置を講じるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(廃棄物の循環的な有効利用の推進等)

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の循環的な有効利用並びに発生の抑制、減量化及び適正な処理を推進するとともに、資源及びエネルギーの消費の抑制、エネルギーの有効な利用並びに排出物の低減が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、公共施設の整備、維持管理その他の事務事業の実施に当たっては、廃棄物の循環的な有効利用並びに発生の抑制、減量化及び適正な処理を推進するとともに、資源及びエネルギーの消費の抑制、エネルギーの有効な利用並びに排出物の低減に努めるものとする。

(野生生物の保護管理)

第 17 条 市は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、すぐれた自然環境及び特に保全することが必要と認められる身近な自然環境について、その生息空間及び生育環境の保全に配慮するとともに、在来野生生物及び希少な野生生物の保護に努めるものとする。

(みどり資源の保全等)

第 18 条 市は、人と自然が共生できる基盤として、生態系を尊重したみどり資源の保全、維持及び創造を図るため、森林、農地その他の緑地が有する機能の保全及び維持並びに連続性のある緑空間の創造に努めるとともに、緑化の推進、河川空間の整備、農地の適正な管理の推進その他の必要な措置を講じるものとする。

(水資源の保全等)

第 19 条 市は、河川、湖沼、湿原、海域等における良好で健全な水環境の保全に努めるとともに、水道水源その他の水資源の安全性の確保に必要な措置を講じるものとする。

2 市は、良好な温泉資源の保全及び維持を図るため、必要な措置を講じるものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、市は、水循環の構成要素である大気、森林、土壌等の保全に必要な措置を講じるものとする。

(ゆとりある生活空間づくり等)

第 20 条 市は、地域内の自然的社会的な条件下において、潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる快適な生活空間の保全、維持及び創造を図るため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、市街地における緑化及び環境の美化の推進、自然環境と調和した良好な景観の形成、歴史的文化的な生活環境の形成その他の必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の推進)

第 21 条 市は、市民及び事業者が共通の認識の下に、環境の保全等に関する積極的な取組を行うことができるよう、環境の保全等に関する学習(以下「環境学習」という。)を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 22 条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 23 条 市は、環境学習の推進及び民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、環境の保全等に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(調査の実施)

第 24 条 市は、環境の状況の把握に努めるとともに、環境の保全等の施策に必要な調査を実施するものとする。

(試験研究の実施等)

第 25 条 市は、環境の保全等に資するため、北海道、事業者等と協力して、試験研究の実施その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第 26 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、環境の保全等に必要な監視体制等の整備に努めるものとする。

(協定の締結)

第 27 条 市長は、事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認めたときは、登別市環境保全審議会の意見を聴き、当該事業者との間で環境の保全に関する協定を締結するものとする。

(推進体制の整備)

第 28 条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ体系的に推進するため、関係機関相互の密接な連携と施策の調整を図るための体制の整備を講じるものとする。

2 市は、環境の保全等に関する取組を市民、事業者、民間団体等と協力して推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境管理の促進等)

第 29 条 市は、事業者がその事業活動を行うに当たって、環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、必要な措置に努めるものとする。

2 市は、自らが行う事務事業の実施に当たり、その事務事業の実施が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理の推進に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 30 条 市は、環境の保全等に関する施策について、市民、事業者、民間団体等の意見が反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 31 条 市は、環境の保全等に関する施策について、国及び北海道と協力するとともに、他の市町村等と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 32 条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第 4 節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全のための行動の促進)

第 33 条 市は、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう、行動するための指針を定め、その普及に努めるとともに、市民及び事業者による自主的かつ積極的な行動の促進を図るものとする。

(地球環境保全のための国際協力)

第 34 条 市は、国、北海道、民間団体等と協力して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 登別市環境保全審議会

(環境保全審議会)

第 35 条 環境の保全等に関する基本的事項を調査審議するため、登別市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関する基本的事項
- (2) 公害の防止に関する基本的事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 36 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、学識経験のある者、市民、事業者、民間団体等の中から、市長が委嘱する。

4 市長は、前項に規定する委嘱に当たり、公募による者を含めるものとする。

(委員等の任期)

第 37 条 審議会の委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 審議会の臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 38 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 39 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 40 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により決める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員の中から、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 部会長は、付託事項について調査審議し、その結果を審議会に報告するものとする。

7 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

第 41 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(平 17 条例 1・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

環境関連法

<化学物質に係る法律>

- ・特定物質の審査及び製造らの規制に関する法律
- ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
- ・労働安全衛生法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・消防法
- ・高圧ガス保安法
- ・農薬取締法
- ・肥料取締法
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ・火薬類取締法
- ・食品衛生法

<公害関連の法律>

- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・工業用水法
- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- ・土壌汚染対策法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
- ・道路運送車両法
- ・電気事業法
- ・ガス事業法
- ・鉱山保安法
- ・湖沼水質保全特別措置法
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・下水道法
- ・浄化槽法
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律

<エネルギーに関連した法律>

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・エネルギー使用の合理化に関する法律
- ・エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法
- ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法

<環境救済法>

- ・公害紛争処置法
- ・公害健康被害の補償等に関する法律
- ・公害防止事業費事業者負担法

<廃棄物・リサイクルに係る法律>

- ・循環型社会形成推進基本法
- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法
- ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ・特定家庭用機器再商品化法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律
- ・使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

<土地利用に関する法律>

- ・土地基本法
- ・国土総合開発法
- ・都市計画法
- ・工場立地法
- ・大規模小売店舗立地法
- ・環境影響評価法
- ・景観法
- ・都市緑地法
- ・宅地建物取引業法
- ・野外広告物法
- ・温泉法

<自然保護に関する法律>

- ・自然環境保全法
- ・自然公園法
- ・絶滅の恐れのある野生動植物の種の保全に関する法律

<その他>

- ・人の健康に係る公害犯罪に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達に推進等に関する法律
- ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

用語解説

※1 SDGs

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

※2 パリ協定

パリ協定は「京都議定書」の後継となるもので、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。京都議定書では一部の先進国に温室効果ガス排出削減が限られていたのに対し、このパリ協定では世界各国が新たな枠組みに対する約束草案を国際機構変動枠組条約事務局に提出しており、先進国だけでなく、すべての国において取組が進むことが期待されています。

※3 第五次環境基本計画

地球規模の環境の危機を反映した国際的合意である「持続可能な開発目標（SDGs）」と「パリ協定」採択後に初めて策定された環境基本計画であり、環境に関する課題のみではなく、経済・社会的課題も「同時解決」していくことを目指すものです。

※4 第四次循環型社会形成推進基本計画

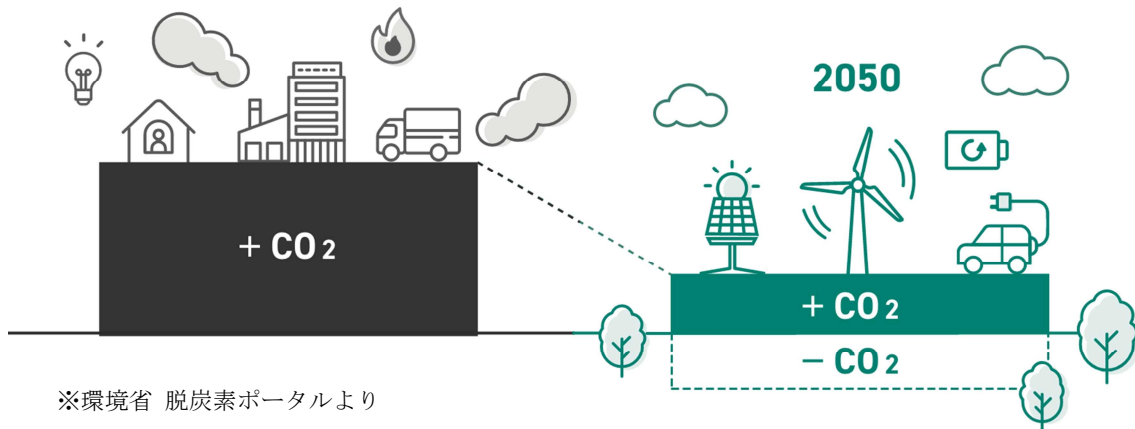
循環型社会形成推進基本法に基づき、①循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針、②循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたものです。

※5 カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。次頁の図を参照。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、

”世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること”

等を合意しました。

この実現に向けて、世界が取組を進めており、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げているところです。

※6 循環型社会

「生産 → 消費 → 廃棄 → 再利用 → 生産 → …」といったように、社会に必要な様々な天然資源やエネルギーの循環を可能にし、再利用の度合いをより高めていこうとする概念です。リサイクルや省資源・省エネルギー等はこの概念の一部と言えます。

※7 登別市総合計画

「人が輝きまちがときめくふれあい交流都市のぼりべつ」を目指した、登別市のまちづくりに対する総合的な計画で、平成8（1996）年策定されました。恵まれた自然環境と豊富な温泉資源により全国的にも有名な観光地のぼりべつのまちづくりを、市と市民が一体となって、議論していくことを基本方針としています。

※8 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、国及び都道府県により指定されます。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

※9 学術自然保護地区

動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区で、北海道が北海道自然環境等保全条例に基づき指定します。

※10 自然景観保護地区

森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区で、北海道が北海道自然環境等保全条例に基づき指定します。

※11 登別市みどりの基本計画

「登別市総合計画」を上位計画とし、都市計画法に基づく「整備、開発又は保全の方針」並びに広域的観点から北海道が示している「北海道広域緑地計画」との整合を図りながら定めたもので、市民・事業者・市が一体となってみどり豊かなまちづくりを進めるために策定された計画。

※12 要請限度

騒音規制法において、要請限度を超える場合、「市町村長は指定区域内における道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」と規定されています。

※13 登別市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条第1項において、市町村に作成が義務付けられた一般廃棄物の処理に関する計画のこと。本計画は10～15年の長期的視点に立ったごみ処理の基本方針を定めるものです。本市の計画は平成26年度に改定し、令和2年度に中間目標年次の見直しを行っています。

※14 ESCO（エスコ）事業

Energy Service Companyの略称。省エネルギー改修に係る経費を改修後の光熱水費の削減分で賄う事業。省エネ改修を行う事業者にとっては、初期費用がかからずハードルが低くなるというメリットがある反面、省エネ改修によって得られるコスト減少効果がしばらくは得られなくなるというデメリットもあります。

※15 一村一炭素落とし事業

市町村と企業、団体等の地域の多様な主体が連携して行う地域の特性を活かした省エネ・新エネ事業を通じて、地域活性化を図る取組に対し、北海道が支援する制度です。

※16 再生可能エネルギー固定価格買取制度

再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部は、電気の利用者から賦課金という形で集めています。

※17 次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

北海道内における充電器の整備を加速させ、次世代自動車の普及を促進することを目的

とし、①北海道内をくまなく移動できる ②緊急時の充電に対応できる基盤を整備し、安心・安全に移動できる ③EVの航続距離の制約を受けずに観光周遊行動が行える を基本方針としています。

※18 COOL CHOICE (クールチョイス)

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという国が掲げた目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のこと。

※19 ダイオキシン類

廃棄物の焼却等から排出される、毒性、発がん性をもった化学物質。「史上最強の猛毒」と表現される場合もあるが、実際はダイオキシン類の曝露事故での死亡例はほとんど確認できない。しかしダイオキシン類は土壌や底質に蓄積され、自然環境や水産に影響を与えるおそれがあるため、決して安全な物質とは言えず、今後も規制や調査を徹底していく必要があります。

※20 BOD値

生物化学的酸素要求量の略称であり、もっとも一般的な水質指標。水中の有機物等の量を、その酸素分解のために微生物が必要とする酸素の量を示したもので、特定の物質を示すものではありません。一般に、BODの値が高いほど、その水質は悪いといえます。

※21 クリプトスポリジウム

人の腸に寄生し下痢等を引き起こす原生動物。治療法はないものの一般的には1～2週間で自然治癒するが、免疫不全患者では数カ月で死に至ることもあります。

※22 グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

※23 環境ラベル

製品やサービスの環境に関する情報を、製品やパッケージ、広告などを通じて、消費者に伝えるものを環境ラベルといいます。環境ラベルは法律で義務付けられたものではなく、環境志向の消費者と市場メカニズムとのバランスから企業が任意に付けているものです。

※24 登別市ごみの発生・排出抑制と再生利用の行動指針

ごみの発生・排出抑制と再生利用の推進に向け、市民・事業者・市の立場における具体的な取組を示し、一般廃棄物処理基本計画の実行に向けた行動指針として策定したものです。

①発生・排出するごみ量を可能な限り少なくする ②排出されたごみのリサイクルを総

合的に推進する ③環境保全に配慮した適正な処理体系を確立する を基本方針としています。

※25 3R

3R（スリーアール）とは、ごみを減らすための3つのRからはじまるキーワードです。Reduce（ごみを減らす）は、「ごみになりやすいものを家庭に持ち込まない」、Reuse（繰り返し使う）は、「ごみとして捨てる前に有効活用できないか考える」、Recycle（再生利用する）は、「どうしてもごみとなるものはリサイクルに回す」

※26 海洋プラスチックごみ問題

ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」は、海洋汚染だけでなく、生態系にも大きな影響を与えています。近年は特に、大きさが数マイクロメートルから5ミリメートル程度の小さな「マイクロプラスチック」が問題となっています。例えば、海に流出するプラスチックごみの量は、世界中で年間800万トン、2050年には海洋中の魚の量を超えるとの試算もあります。プラスチックの正しい処理やリサイクル方法、代替素材の開発などプラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。

※27 北海道動物愛護管理推進計画

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、北海道における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために北海道が策定した計画です。動物の適正な飼養に関する事項や普及啓発に関する事項、体制整備に関する事項などが記載されています。

※28 合併処理浄化槽

トイレの排水と生活雑排水（台所、お風呂、洗濯などの排水）を併せて処理する浄化槽。水環境を守ることを目的として、平成12（2000）年に浄化槽法が改正され、し尿処理だけに対応している単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされました。

登別市環境基本計画（第3期）
（2022－2031）

令和4年●月発行

〒059－0002

登別市幸町2丁目5番地

登別市 市民生活部 環境対策グループ

TEL 0143－85－2958

Email cleancle@city.noboribetsu.lg.jp